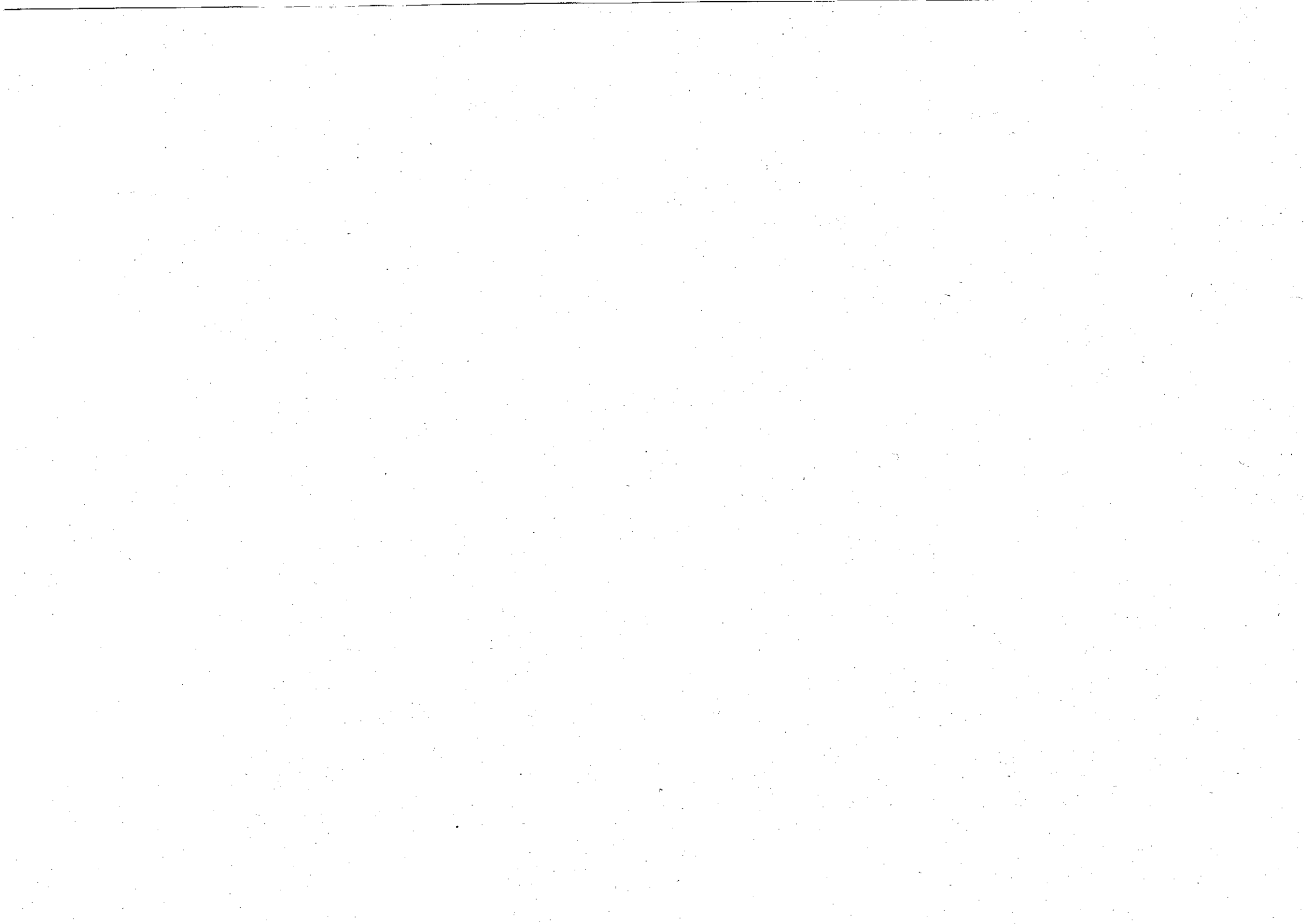


大阪府財政構造改革プラン(案)改革工程表

《平成23年度版》

平成23年(2011年)2月



目 次

○ 計画期間の1年目にあたり	1
○ 改革効果額・収支不足額に対する平成23年度の取組み	2
○ 主な取組みの達成状況・国への制度提言の取組状況	3
○ 「大阪府財政構造改革プラン（案）」における各項目の進捗状況	6
1. 歳入歳出改革	8
(1) 歳出改革	9
(2) 歳入確保	27
(3) 出資法人等のさらなる改革	32
(4) 公の施設のさらなる改革	40
(5) 主要事業の「将来リスク」の点検	50
(6) 人件費	54
2. 国への制度提言	56
(1) 地方財政制度	57
(2) 社会保障制度	59
(3) その他の制度改善等	69
3. 公務員制度改革	78
(1) 公務員制度改革	79
(2) 組織人員体制の見直し	80
4. 財政運営のあり方	82
(1) これからの財政運営のあり方	83
(2) 新公会計制度の導入	86

計画期間の1年目にあたり

大阪府では、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、「歳入歳出改革」「国への制度提言」「公務員制度改革」「財政運営のあり方」を改革の柱として、「財政再建プログラム(案)」（20年7月）の後継計画となる「大阪府財政構造改革プラン(案)」（以下、「改革プラン(案)」という。）を平成22年10月に取りまとめました。

歳入歳出や公務員制度など自らの改革推進はもとより、国に対しては地方財政や社会保障などについて必要な提言を行っています。

「財政構造改革プラン(案)改革工程表<<平成23年度版>>」はこの改革プラン(案)を着実に推進するため、23年度から25年度までの計画期間中の取組み方向にもとづき、23年度当初予算(案)等を踏まえた取組み状況について、出来る限り具体的に取りまとめたものです。今後とも、府民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、全力で取り組んでまいります。

計 画 期 間

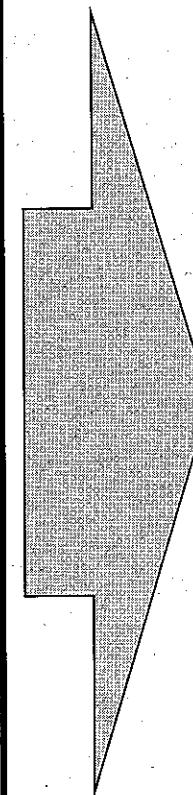
◆ 平成23年度から平成25年度までの3年間で計画期間と設定

改革効果額・収支不足額に対する平成23年度の取組み

◆ 自らの改革による取組み

(単位:億円、一般財源ベース)

財政構造改革プラン(案)の計画期間(23~25年度)			
主な取組内容	(23年度)	(24年度)	(25年度)
歳入歳出の取組み	330	330	330
1. 構造改革	125	175	185
(1) 歳出改革			
① 個別検討事業、主要分析事業			
② 出資法人			
③ 公の施設	75	110	110
(2) 歳入の確保			
① 府有財産の売却の上積み			
② 基金の活用			
③ 債権管理の強化対策 ほか	50	65	75
2. 予算編成における取組みなど			
① 予算編成における取組み など	205	155	145
人件費			
① 給与のカット	270	270	270
合 計	600	600	600



23年度 予 算
351
146
歳出改革
88
歳入確保
58
予算編成の取組み
205
人件費
270
621

主な取組みの達成状況

(単位:億円、一般財源ベース)

主な取組み項目		主な見直し内容	効果額
			23年度 予算
歳 出 改 革	個別検討事業 (点検400事業のうち対象143事業)	・他府県比較等を行った400事業の評価・点検結果に基づく見直し等方向性の着実な達成に向けた取組みをすすめる。(廃止4事業、見直し41事業、課題つき継続81事業、プラン前に終期設定17事業)	72
	主要分析事業 (対象10事業)	・福祉医療費助成制度(国の公費負担医療制度の優先的な適用の厳格化や、事務処理の効率化による経費抑制)	9
	出資法人等のさらなる改革 (指定出資法人14法人)	・プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめるもの(11法人) ・国の制度改革等に対応したさらなる見直しを行うもの(3法人)	1
	公の施設のさらなる改革 (公の施設21施設)	・プログラム案どおり見直しが進んでいない、あるいは事情の変化により見直し方向性に変更があるもの(7施設) ・プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかったもの(14施設)	6
	小 計		88
歳 入 の 確 保	府有財産の売却等の上積み※	処分可能となった用地等についてさらに売却等を推進する。	11 (11)
	基金の活用	活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益により積立てた府営住宅整備基金を府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用する。	6
	債権管理の強化対策	公・私債権の滞納圧縮の取組みにより滞納債権の回収を強化する。	43
	上記以外(宝くじ収益の配分ルール見直し、使用料・手数料の見直し、その他の歳入確保など)		9
	小 計		58

予算 編成	予算編成における取組みなど	部局長マネジメント、行革推進債の活用など	205
	小計		205
人件 費	給与のカット	給料の月額を時限的にカット(23年4月～26年3月)	270
	小計		270
合計			621

※府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。()内の数値は積立てを行う額であり、合計額には含まれていない。
 なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要。

国への制度提言の取組状況

国への制度提言		22年度の提言数
分野	項目	
地方財政制度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方交付税への対応」 ・「国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化」 	2項目 2提言
社会保障制度	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会保障関係の基準財政需要額の充実」 ・「生活保護制度」、「国民健康保険制度」、「後期高齢者医療制度」、「介護保険制度」 ・「障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付」、「公費負担医療制度」、「児童扶養手当」 	8項目 19提言
その他の制度提言等	<ul style="list-style-type: none"> ・「公営住宅制度」、「子ども手当」など 	10項目 13提言



◆ 22年度の取組み・実施状況

- 本プランで掲げた制度提言(20項目)のうち、22年度は34提言について、国等に対する具体的な提言活動に取り組んだが、自律的な財政構造の実現に向けた主要な提言については実現しておらず、23年度以降も、引き続き、国等に提言を行っていく。

《制度提言に対する国等の対応に対する評価》

×(措置されず) 26提言
 △(一部措置されたが不十分) 8提言

【制度提言の評価区分について】

評価：◎…提言どおり措置(=提言・要望を行わない)
 評価：○…ほぼ提言どおり措置
 評価：△…一部措置されたものの不十分
 評価：×…措置されず

} (＝引き続き提言・要望を行う)

「大阪府財政構造改革プラン(案)改革工程表」における各項目の進捗状況について

「大阪府財政構造改革プラン(案)」に記載されている項目(主要分析事業、出資法人、公の施設、人件費、歳入確保、国への制度提言、公務員制度改革、財政運営のあり方)について、平成23年度予算案や関係条例が成立した場合における具体的な取組内容と今後の状況等を示したものです。

○「主要分析事業」・「歳入確保」・「出資法人等のさらなる改革」・「公の施設のさらなる改革」・「人件費」・「公務員制度改革」・「財政運営のあり方」各項目の見直し方向性に対する取組状況を、「検討」、「方針決定等」、「実施」の3段階に区分して進捗状況を表示するとともに、具体的な内容を記載しています。

① 検討

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		



◇平成23年4月1日現在において、見直し方向性に記載されている各取組みの対応方針等について検討中であるもの。

② 方針決定等

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		



◇平成23年4月1日現在において、見直し方向性に記載されている各取組みの対応方針等が決定し、実施に向けて着手済みであるもの(見込を含む)。

③ 実施

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		
		実施済



◇平成23年4月1日現在において、見直し方向性に記載されている各取組みへの対応が実施済みであるもの(見込を含む)。※表中【実施済】と表記しています。

④ 実施・継続

取組状況及び今後の状況		
検討	方針決定等	実施
(運営の一層の効率化)		
		実施・継続



◇平成23年4月1日現在において、見直し方向性に記載されている各取組みへの対応について実施中であり、取組みが計画期間(H23~H25)を超えて継続する予定であるもの。※表中【実施・継続】と表記しています。

○「個別検討事業」・「主要事業の「将来リスク」の点検」・「国への制度提言」各項目の見直し方向性、点検結果、提言内容に対する取組状況等について、具体的な内容を記載しています。

1. 歲入歲出改革

(1) 歳出改革(400事業個別点検事業等)

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
「×：廃止する」もの										
商工労働部	199	運輸事業振興費補助金	330,950	330,950	330,950	330,950	330,950	22年度で廃止。施策目的(交通安全・環境等)に沿った事業として再構築	方向性どおり実施済	経営支援課
環境農林水産部	229	府民牧場管理運営費	82,395	70,618	0	(70,618)	(70,618)	民営化は断念。府民牧場(ふれあい事業・子牛育成事業)について23年中に廃止を含めあり方を決定 ※改革効果見込額は「公の施設」に計上	23年中にあり方決定予定	動物愛護畜産課
都市整備部	294	大阪市地下鉄整備促進費	194,555	194,555	0	16,673	16,673	エレベータ整備をすすめてきた本事業としては、23年度終了(ただし、既発償還補助分は償還終了まで継続)	23年度で終了予定	都市交通課
教育委員会	355	新学習指導要領移行促進事業(中学校)	111,991	74,775	74,775	74,775	74,775	既存人員によることとし、本事業での講師配置は22年度限り	方向性どおり実施済	小中学校課
「△：見直し」のもの										
政策企画部	13	空港周辺整備機構助成	29,362	29,362	2,312	5,472	6,826	空調機等の3回目の更新に対しては、府は助成を行わない	方向性どおり実施済	空港戦略室
政策企画部	15	少年サポートセンター	85,710	85,710	36,813	50,000	50,000	センターに関する人件費を含むフルコストを縮減(23・24年度) ※改革効果見込み額はフルコストによるものであり、他の関係経費からの削減を含む	方向性どおり実施済	青少年課
総務部	21	職員用情報処理装置賃借事業	348,620	322,363	0	0	0	機器の仕様見直しにより、22年度以降の府費負担を縮減	機器更新に合わせ調達台数や仕様等を見直し	IT推進課
総務部	27	インターネットデータセンター府有部分管理費	125,639	125,639	41,098	41,098	41,098	22年度から府費負担の縮減	方向性どおり実施済	IT推進課
総務部	28	公的個人認証サービス事業費	103,644	103,644	0	0	0	国・都道府県協議会へ制度改善・経費縮減を提言	方向性どおり要望	IT推進課
総務部	33	職員研修費	56,231	56,231	4,145	4,145	4,145	23年度から府費負担の縮減	方向性どおり実施済 見込額はH20～22の合計とH23～25の合計を比較した額12,435千円を3年で均等割りしたもの	人事課
福祉部	77	老人福祉施設運営助成費	2,667,071	2,667,071	111,152	222,304	333,456	民改費加算の廃止等により、23年度から補助水準を他府県並みに見直し	23年度から実施予定	施設課
福祉部	81	老人福祉施設等整備助成事業	1,768,571	185,571	50,000	50,000	50,000	次期介護保険事業計画(24年度～)に合わせ、補助内容を見直し(単価の見直し及び大規模改修補助を原則廃止)	24年度に実施予定	施設課
福祉部	88	特定健診・特定保健指導公費負担事業	1,121,781	1,121,781	36,820	36,820	36,820	国保組合分は23年度より廃止	方向性どおり実施済	国民健康保険課

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
福祉部	97	障がい福祉施設機能強化推進事業費(重症心身障がい児施設)	256,104	256,104	17,271	17,271	17,271	近隣府県と協議のうえ、23年度から補助単価を見直し	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	98	障がい者福祉作業所運営助成費	254,750	254,750	55,500	248,250	251,500	新規分への補助は22年度限り(既補助決定分は継続)	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	133	老人地域活動促進費	119,655	59,828	1,121	1,121	1,121	市町村助成分については、市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止。実現までの間は、広域的な取組み支援など府として補助すべき事業内容に見直し実施	・方向性どおり要望(国への制度改善要望) ・方向性どおり実施済(事業内容の見直し)	介護支援課
福祉部	138	精神障がい者地域生活移行・自立生活サポート事業	96,077	48,039	14,358	14,358	14,358	政令市への委託については23年度から見直し	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	145	重度障がい者等住宅改造助成事業	63,814	63,814	31,907	31,907	31,907	22年度から国の「社会資本整備総合交付金」を充当	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	147	産休等代替職員費補助金	64,857	64,857	51,039	51,039	51,039	平成23年度から他府県の実施状況を踏まえ、公立保育所への補助は廃止	方向性どおり実施済	子育て支援課
健康医療部	149	病院事業費(負担金)	13,417,229	13,417,229	2,000,000	2,000,000	2,000,000	第二期中期計画において、負担金を縮減	23年度から実施予定	医療対策課
健康医療部	153	中河内救命救急センター運営費	895,873	780,055	0	0	0	将来的に運営形態を見直し	実施時期調整中	医療対策課
健康医療部	156	泉州救命救急センター運営費	1,974,052	823,652	0	0	0	25年度末までに移管	25年度末までに実施予定	医療対策課
健康医療部	158	看護職員養成所運営費補助事業費	1,095,405	598,904	0	—	—	府単独補助分のあり方について検討	実施時期調整中	医事看護課
健康医療部	175	ドクターヘリ運営事業	177,524	90,301	26,676	26,676	26,676	府県間の応分の負担を図る観点から関西広域連合へ移管	25年度までに実施予定	医療対策課
健康医療部	183	監察医事務所費	95,067	72,248	0	37,250	37,250	・検案手数料の見直し ・運営手法等、事業のあり方について引き続き検討を継続	・実施時期調整中(手数料の見直し) ・随時実施(事業のあり方検討)	医事看護課
商工労働部	194	企業立地促進補助金	4,220,451	4,220,451	0	—	—	より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援の方策の制度設計について検討	23年度に実施予定	企業誘致推進課
商工労働部	198	産業立地促進融資資金貸付金	1,532,240	0	0	0	0	より高い誘致・立地効果を得られるよう、新たな立地支援の方策の制度設計について検討	23年度に実施予定	企業誘致推進課
商工労働部	206	中小企業組織化対策費	162,092	162,092	0	0	0	中小企業組合が相談や指導を受ける先として、団体中央会だけでなく専門家(中小企業診断士など)も選択できるシステムの導入について検討(23年度)	23年度から実施予定	商業支援課
環境農林水産部	221	いきいき水路整備事業費	286,079	32,683	570	570	570	23年度以降は継続事業のみとし、府費負担を縮減	方向性どおり実施済	農政空整備課
環境農林水産部	224	府民の森管理運営費	242,763	237,937	46,552	46,552	46,552	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	みどり推進課

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
環境農林水産部	225	大阪府立花の文化園管理運営費	161,065	161,064	46,453	46,453	46,453	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	農政室推進課
環境農林水産部	226	大気汚染常時監視	157,016	139,563	18,596	18,596	18,596	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	230	農空間保全地域制度推進事業	87,082	53,036	1,295	1,295	1,295	23年度以降は、定期的に事業効果を検証	23年度以降に実施予定	農政室整備課
環境農林水産部	233	ダイオキシン類等常時監視費	70,480	70,480	2,123	2,123	2,123	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	235	大気・水質環境調査分析等業務費	58,816	54,403	1,768	1,768	1,768	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	236	公共用水域及び地下水の水質常時監視等事業費	59,862	58,342	3,392	3,392	3,392	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	237	環境科学センター管理運営費	55,963	55,672	2,067	2,067	2,067	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境農林水産総合研究所
環境農林水産部	238	環境情報管理費	52,751	52,751	2,140	2,140	2,140	23年度以降の府費負担を縮減	方向性どおり実施済	環境農林水産総合研究所
都市整備部	306	地価調査事業	64,175	64,175	7,274	7,274	7,274	調査地点充足率を他府県最低水準へと1割程度削減(23年度)	方向性どおり実施済	用地室
住宅まちづくり部	318	高齢者居住安定促進事業費	891,342	490,187	5,297	49,410	83,510	23年度より、適宜契約家賃の見直しを実施	方向性どおり実施済	居住企画課
教育委員会	331	大阪教育ゆめ基金運営事業費	1,013,813	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	一般財源による基金への積立は22年度限り。寄附金による基金への積立は継続	方向性どおり実施済	教育総務企画課
教育委員会	341	学校支援地域本部事業	356,167	8,232	8,232	8,232	8,232	国庫委託事業は22年度限りで終了。23年度以降は国庫補助事業に係る国の動向を踏まえ、府の役割を再整理の上、事業を再構築。	方向性どおり実施済	地域教育振興課
教育委員会	363	スクールカラーサポートプラン推進事業	128,737	92,230	32,856	32,856	32,856	集中支援事業について、事業見直し(23年度末)。学校活性化の支援方策は再構築	23年度から実施	高等学校課
教育委員会	366	(財)大阪人権博物館事業助成費	98,819	89,819	18,234	18,234	18,234	運営コストの縮減に合わせ補助水準を見直し(23年度から)。あわせて、利用者1人あたりの公費投入額の縮減目標を設定し、その実現をめざす(25年度)	25年度までに実施予定	文化財保護課
教育委員会	374	学校支援人材バンク活用事業	57,351	57,351	29,689	29,689	29,689	市町村補助について、事業見直し(22年度末)。中学校の体力向上支援策は再構築	方向性どおり実施済	保健体育課
「○：課題付き継続」のもの										
政策企画部	9	防災行政無線管理費	205,341	205,341	2,944	2,944	2,944	今後、老朽化した無線の再整備や庁舎移転に伴う整備を行う際には、効率的かつ最適な整備となるよう十分検討	無線の再整備検討実施中 府庁移転に伴う整備検討23年度に実施予定	消防防災課

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
政策企画部	14	防災情報センター運営費	101,249	101,249	68,022	76,001	76,001	今後、老朽化した無線の再整備や庁舎移転に伴う整備を行う際には、効率的かつ最適な整備となるよう十分検討	無線の再整備検討実施中 府庁移転に伴う整備検討23年度に実施予定	消防防災課
政策企画部	16	消防学校派遣職員費負担金	73,000	73,000	0	-	-	基礎自治体の水平連携について検討課題	水平連携についての検討結果を踏まえ取組内容を決定	危機管理課
総務部	18	特別徴収義務者徴収奨励金	822,378	822,378	-	-	-	国に軽油引取税の徴収奨励金のあり方など、制度改善を提言 ※徴収連動経費	22年度に実施予定	税務室 徴税対策課
総務部	20	電子調達システム開発事業費	328,819	328,819	0	-	-	効果検証を行い、今後の府費負担を縮減	24年度予算編成までにコスト縮減方策等を検討	契約局契約総務課
総務部	22	情報基盤整備事業費	275,704	271,135	0	0	0	23年度以降の府費負担を縮減	機器更新に合わせ仕様等を見直し	IT推進課
総務部	24	住民基本台帳ネットワーク推進事業	230,107	230,107	0	0	0	国・全国協議会に経費縮減を提言	方向性どおり要望	市町村課
総務部	25	行政文書管理システムの運用	213,606	200,318	0	14,296	14,296	次期更新(25年度)に向けて再構築	23年度から調査実施予定	IT推進課
総務部	32	総合行政ネットワーク整備事業費	63,039	63,039	0	0	0	全国協議会に経費縮減を提言	方向性どおり要望	IT推進課
府民文化部	37	公立大学法人大阪府立大学運営交付金	10,699,740	10,699,740	205,973	512,238	589,877	次期中期目標(23~28年度)において、運営費コストの精査、外部資金の確保、納付金のあり方などを検討し、運営費に占める交付金率を引下げ	交付金額年90億円を基本に運営費に占める割合を50%とすることを28年度までに実施予定(23年度から順次実施)	私学・大学課
府民文化部	43	上方演芸資料館運営費	394,905	394,905	(294,905)	(294,905)	(294,905)	23~24年度の目標入館者数40万人/年の達成状況等を見極め、施設の存続を判断(24年度) ※改革効果見込額は「公の施設」に計上	24年度に実施予定	文化課
府民文化部	45	総合相談事業交付金	227,000	227,000	0	-	-	23年度までは継続、24年度以降については、本事業の成果や効果を検証し、市町村とともに本交付金のあり方を検討	24年度に実施予定	人権室
府民文化部	46	御堂筋イルミネーション事業	180,000	90,000	▲ 48,823	-	-	23年度は継続、24年度以降は、官民協働の取組みとして、安定的な収入確保の仕組みを検討し、一般財源負担割合の縮減をめざす	24年度以降に実施予定	都市魅力課
府民文化部	47	広報活動推進費	185,233	147,433	8,349	8,349	8,349	府政情報の提供方法等について、効果的な手法を検討(23年度)	方向性どおり実施済	府政情報室
府民文化部	53	国際交流推進費	49,632	46,632	0	-	-	(財)自治体国際化協会等に対し、分担金のあり方を含め、23年度以降も改革を求める	方向性どおり要望	国際交流・観光課
府民文化部	55	(財)大阪府人権協会補助金	53,936	53,936	0	-	-	人権相談・啓発事業は継続するが、事業実施主体を公募により選定(24年度を目途に実施)	24年度に実施予定	人権室

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
府民文化部	56	御堂筋の魅力創造・発信事業	53,100	53,100	0	-	-	継続にあたって、明確な数値目標及び事業継続の基準を設定(23年度)	方向性どおり実施済	都市魅力課
府民文化部	58	消費生活センター事業	97,374	89,152	0	-	-	大阪市消費者センターとの連携体制構築等により、運営を効率化(23年度以降の実施に向けて検討)	23年度から実施予定	消費生活センター
福祉部	82	地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業)	2,308,953	2,308,953	0	0	0	法定の市町村事業であるため、事業の内容に見合った適切な負担のあり方について国へ要望	方向性どおり実施	障がい福祉企画課
福祉部	87	放課後児童健全育成事業費補助金	1,886,813	943,514	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望改正後実施予定	子育て支援課
福祉部	91	公的病院運営緊急対策資金貸付金	998,000	0	0	0	0	単年度貸付の早期解消に向け検討	早期解消に向け調整中	国民健康保険課
福祉部	99	大阪府立病院機構運営負担金	554,094	554,094	32,296	32,296	32,296	病院事業費(負担金)と併せて第二期中期計画策定の中で検討	方向性どおり実施済	地域生活支援課
福祉部	101	保育所運営費補助金	225,829	112,915	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望改正後実施予定	子育て支援課
福祉部	102	民生委員活動費等負担金	401,582	401,582	0	0	0	他府県の状況を踏まえ事業継続	方向性どおり実施済	地域福祉課
福祉部	103	障がい者施設等施設整備事業	555,093	54,163	0	0	0	他府県の状況を踏まえ事業継続	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	104	病児・病後児保育事業	396,536	198,268	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望改正後実施予定	子育て支援課
福祉部	107	国民健康保険事業費補助金	300,000	300,000	0	0	-	福祉医療費助成制度と併せて25年度実施を目途に見直しを検討	25年度に実施予定	国民健康保険課
福祉部	111	子育て支援のための拠点施設整備事業費	202,063	101,058	0	0	0	市町村が担うべき事業として国へ制度改正を要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり要望改正後実施予定	子育て支援課
福祉部	113	在宅重度障がい児(者)介護手当	236,768	236,768	0	0	-	より有効な事業への組替えを検討	25年度以降に実施予定	地域生活支援課
福祉部	114	社会福祉施設整備費補助金	16,200	1,400	0	0	0	他府県の状況を踏まえ事業継続	方向性どおり実施済	家庭支援課
福祉部	116	「大阪後見支援センター」運営事業費補助金	193,921	97,004	0	0	0	より実態に即した補助基準となるよう検討	23年度に実施予定	地域福祉課
福祉部	118	母子寡婦福祉資金特別会計繰出金	196,113	196,113	57,535	-	-	23年度から貸付審査の厳格化と償還率の向上に努める方策に取り組む	方向性どおり実施済	家庭支援課
福祉部	119	地域生活支援事業(都道府県事業)	397,031	239,662	0	0	0	国庫の範囲内で実施	方向性どおり実施済	障がい福祉企画課
福祉部	121	街かどデイハウス支援事業	160,606	160,606	0	0	0	23年度から地域福祉・子育て支援交付金で対応	方向性どおり実施済	介護支援課
福祉部	128	障がい児等療育支援事業	146,176	146,176	3,488	3,488	3,488	事業規模については精査	方向性どおり実施済	地域生活支援課

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
福祉部	132	大阪府ITステーション関係事業	123,470	101,027	0	-	-	協定期間中(～23年度)に効果検証のうえ、期間終了後は就労に直結する事業に組替え	24年度に実施予定	自立支援課
福祉部	136	発達障がい者支援事業	57,951	52,008	0	-	-	24年度までに市町村との役割見直し	24年度に実施予定	地域生活支援課
福祉部	140	ホームレス対策推進事業費	10,120	8,444	8,444	8,444	8,444	国庫の範囲内で実施 府単独実施分は、22年度終了	方向性どおり実施済	社会援護課
健康医療部	154	肝炎医療費援助事業	1,832,316	916,159	0	0	0	全額国庫負担とするよう国に要望	方向性どおり要望	健康づくり課
健康医療部	170	肝炎ウイルス検査事業	257,822	128,911	0	0	0	全額国庫負担とするよう国に要望	方向性どおり要望	地域保健感染症課
健康医療部	155	病院事業費(貸付金)	2,250,000	0	0	0	0	現行水準の範囲内で実施	方向性どおり実施済	医療対策課
健康医療部	161	救急医療情報システム整備運営事業費	448,509	361,537	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	162	救急医療施設等施設・設備整備事業(救命救急センター設備整備事業)	33,330	16,666	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	163	救命救急センター事業費	522,590	283,795	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	165-1	休日夜間急患診療確保対策事業(小児救急医療支援事業)	200,244	100,122	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	165-2	" (特定科目二次救急医療体制運営事業)	72,441	72,441	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	165-3	" (救急病院等施設・設備整備事業)	36,560	18,280	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	184	産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業	134,260	106,067	0	0	0	救急医療体制の維持・確保については、予算額が増嵩する要素の抑制に努める	随時実施	医療対策課
健康医療部	186	大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業	132,658	126,658	-	-	-	着実な医師確保の実現に努める	随時実施	医療対策課
商工労働部	201	あいりん地域労働対策費	483,991	483,991	0	0	0	引き続き効率的に実施	随時実施	雇用対策課
商工労働部	205	ホームレス就労支援対策事業	244,500	244,500	0	0	0	今後の就労環境に留意	随時実施	雇用対策課
商工労働部	214	あいりん地域高齢日雇労働者特別清掃事業	67,369	67,369	0	0	0	今後の就労環境に留意	随時実施	雇用対策課
商工労働部	209	技能尊重対策費	87,142	43,889	5,014	5,014	5,014	技能検定に関する事業は、効率的な運営に取り組む 技能検定以外の事業(指導員養成など)は、補助対象外	方向性どおり実施済	人材育成課
環境農林水産部	223	試験研究費	284,416	22,125	0	0	0	試験研究課題について、必要性や効果を個別に精査	23年度以降に実施予定	環境農林水産総合研究所

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
環境農林水産部	228	中央卸売市場事業会計繰出金	115,000	115,000	0	0	0	指定管理者導入により、市場の活性化と経営改善に努める	24年度に実施予定	流通対策室
環境農林水産部	231	堺第7-3区管理事業	87,330	18,357	11,764	11,764	11,764	排水処理効率化検討委員会の検討結果等を踏まえ、今後の府費負担を縮減	23年度に実施予定	資源循環課
都市整備部	259-1	市街地整備総合補助(組合等区画整理)	896,181	479,131	0	-	-	投資効果が高い等の採択基準を22年度中に設定し、重点的に採択	方向性どおり実施済	市街地整備課
都市整備部	259-2	市街地整備総合補助(組合等市街地再開発事業)	1,114,162	557,081	0	-	-	投資効果が高い等の採択基準を22年度中に設定し、重点的に採択	方向性どおり実施済	市街地整備課
都市整備部	269	大阪外環状線鉄道整備促進費	845,590	1,590	0	-	-	事業費の抑制に努め、事業費増が見込まれる場合には、戦略本部会議で議論	随時実施	都市交通課
都市整備部	284 296	モノレール事業	460,000	33,735	0	-	-	事業は継続。ただし、車庫用地の全体を購入することについては、大阪府・大阪高速鉄道(株)とも共通認識として持った上で、以下の取扱いとする。(1)有償貸付用地(普通財産)の購入について、具体的な時期や方法を検討(2)残る用地(道路区域)については、会社が累積赤字を解消した時点で協議検討	随時実施	都市交通課
都市整備部	289 302	土木行政システム関係経費	403,930	403,930	0	-	-	事業規模の水準について引き続きBPR効果と比較	随時実施	事業管理室
都市整備部	297	有料道路整備事業	131,278	131,278	0	-	-	22年度中に道路公社の健全化計画を策定	方向性どおり実施済	道路整備課
都市整備部	304	鉄道駅耐震補強事業費	20,084	20,084	0	-	-	23年度以降の事業継続は、国庫補助が継続されることが条件	随時実施	都市交通課
都市整備部	305	未利用地処理促進事業	64,203	64,203	0	-	-	収入見合いで引き続き実施	随時実施	用地室
住宅まちづくり部	307-1	住宅供給公社融資費(長期貸付金)	5,116,200	▲ 514,381	1,047,000	1,411,000	1,580,000	新規貸付は、25年度で終了 建設戸数削減等により貸付金の圧縮	・25年度で終了(新規貸付) ・25年度に実施予定(貸付金の圧縮)	居住企画課
住宅まちづくり部	307-3	住宅供給公社融資費(損失補償)	-	-	-	-	-	公社債に対する損失補償の付与は原則3年間。その後は公社の自己信用力により資金調達するよう努力	格付取得を前提に25年度に実施予定	居住企画課
住宅まちづくり部	307-4	住宅供給公社融資費(利子補給)	341,301	341,301	0	0	0	繰上償還時は、当該利子補給に係る借入残高の圧縮について努力	随時実施	居住企画課
住宅まちづくり部	315	特定優良賃貸住宅供給促進事業費	986,707	543,720	10,143	▲ 7,391	8,559	今後も適宜契約家賃の見直しを実施	随時実施	居住企画課
住宅まちづくり部	323	市街地整備総合補助	135,000	135,000	6,750	6,750	6,750	府の役割(補助対象・補助率等)について整理(23年度)	23年度に実施予定	居住企画課
住宅まちづくり部	326	大阪府住宅耐震化緊急促進事業	90,202	82,471	3,009	3,009	3,009	診断単価の見直しや国庫補助メニューの活用を含め、施策の改善・見直し(23年度)	23年度に実施予定	建築企画課
教育委員会	330	府立支援学校通学バス運行費	1,570,195	1,570,195	0	0	0	引き続き、民間委託によりコストを縮減(23年度以降)	方向性どおり実施済	支援教育課

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
教育委員会	335	学校安全教育費	553,368	51,234	11,210	11,210	11,210	災害共済給付事業は継続とするが、管理者賠償責任保険加入は、責任発生時に別途対応するものとし、22年度限り	方向性どおり実施済	保健体育課
教育委員会	336 368	習熟度別指導推進事業	235,323	157,122	0	0	0	習熟度別指導の実施状況等を明らかにし、府民への説明責任を果たしつつ、学力向上策として効果的に実施(22年度から)	方向性どおり実施済	小中学校課
教育委員会	342 358 369	外国人講師関連事業費	533,201	531,301	0	0	0	ALT(外国青年の活用)からNET(在住外国人の活用)、T-NET(民間語学学校への委託)への順次移行によりコストを縮減(22年度から)	方向性どおり実施済	高等学校課
教育委員会	350	おおさか元気広場推進事業	165,615	90,287	14,840	14,840	14,840	地方が担うべき事務と責任に見合った税財源の移譲を受け、市町村の自主性が図られる制度化を国に要望の上、実現後は府事業としては廃止	方向性どおり実施済	地域教育振興課
教育委員会	356	府立学校給食実施事業	164,188	164,188	4,387	4,387	4,387	府立定時制高校デリバリー給食は、公費負担すべき経費の内容について精査(23年度から)	方向性どおり実施済	保健体育課
プランより前に終期設定されていたもの										
政策企画部	5	(財)大阪府青少年活動財回運営補助金	380,359	380,359	380,359	380,359	380,359	22年度終了	方向性どおり実施済	青少年課
府民文化部	57	2010年上海万博出展準備費	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	22年度終了	方向性どおり実施済	国際交流・観光課
福祉部	79	大阪府障がい者自立支援対策臨時特例基金事業費	2,870,466	456,372	0	456,372	456,372	23年度で国制度が終了	23年度に実施予定	障がい福祉企画課
福祉部	94	精神障がい者社会復帰施設運営助成事業費	529,910	301,472	74,851	301,472	301,472	23年度で国制度が終了	23年度に実施予定	生活基盤推進課
福祉部	97	障がい福祉施設機能強化推進事業費(授産施設)	122,472	122,472	122,472	122,472	122,472	22年度終了	方向性どおり実施済	自立支援課
福祉部	100 106 126	障がい者小規模通所授産施設運営等助成費	581,300	421,300	149,850	421,300	421,300	23年度終了	23年度に実施予定	生活基盤推進課
福祉部	134	小規模通所授産施設機能強化支援事業	42,120	42,120	42,120	42,120	42,120	22年度終了	方向性どおり実施済	生活基盤推進課
福祉部	146	地域生活支援事業市町村推進補助金	29,700	29,700	29,700	29,700	29,700	22年度終了	方向性どおり実施済	地域生活支援課
健康医療部	166	千里救命救急センター支援事業	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	22年度終了	方向性どおり実施済	医療対策課
健康医療部	185	小児救急広域連携促進事業	56,686	53,856	0	53,856	53,856	23年度終了	23年度に実施予定	医療対策課

部局名	事業番号	事業名	H22当初当初予算額 (単位:千円)		改革効果見込額(単位:千円) (一般財源ベース)			見直し方向性	取組状況及び今後の予定	担当課
			一般財源		H23	H24	H25			
商工労働部	196	大阪府住宅供給公社貸付金	2,900,000	0	0	0	0	23年度終了(単年度貸付金)	23年度に実施予定	労政課
都市整備部	274	本州四国連絡高速道路出資金	838,880	84,880	0	-	84,880	24年度で予定の出資が終了	24年度で終了予定	道路整備課
都市整備部	290	石畳と淡い街灯まちづくり支援事業	427,159	427,159	0	427,159	427,159	現事業は計画どおり23年度終了	23年度で終了予定	市街地整備課
教育委員会	337	学校安全対策交付金	500,800	500,800	500,800	500,800	500,800	22年度終了	方向性どおり実施済	児童生徒支援課
教育委員会	339	市町村支援プロジェクト事業	496,500	0	0	0	0	22年度終了	方向性どおり実施済	小中学校課

(1) 歳出改革(主要分析事業)

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
1	市町村振興補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度(「市町村の自律化に向けた体制整備」や「行財政基盤の強化」への取組みを支援)に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定 ○ 3年後の25年において、制度の目的に沿って、本補助制度が十分にその役割を果たしているか効果検証を行う 	平成22年度 (25年効果検証)	(新たな算定項目の設定) 22年度 ・既に設定した算定項目により交付限度額を算定し、交付対象市町村へ内示 ・効果検証については25年に向けて検討			総務部 市町村課
2	市町村施設整備資金貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権をすすめる観点から、自治体経営に必要な資金調達は地方公共団体自らの責任において行うことが基本 この間、国の地方債制度も充実(対象事業の範囲や充当率)してきており、資金調達にあたっては、原則として既存の制度を活用すべきであるが、市町村のセーフティネットとして、当該貸付金が担ってきた機能は引き続き維持することが必要 ○ また、現状でも資金調達に苦慮している団体が存在している中、金融環境の著しい悪化など、資金の独自調達が困難な場合においても、共同調達の仕組みを構築するなどにより、低利で安定的に資金調達ができる仕組みを確保することが重要 ○ したがって、本貸付金は当分の間、存続することとし、府と市町村が連携して低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる 	速やかに検討	(低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築) 22年度 ・金融機関や市町村等の意見を踏まえ、府と市町村が共同で資金調達するために必要な条件等を整理 23年度 ・仕組みの構築に向け検討を進める			総務部 市町村課 (財政課)

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課			
				検討	方針決定等	実施				
3	私学助成 (経常費助成など)	<p>【私学助成について】</p> <p>○ 厳しい財政状況を踏まえれば、今ただちに経費節減を緩和することは非常に難しい状況。 このため、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、プログラム案で実施している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続を検討せざるを得ない。</p> <p>※ 「従来ルールによる単価」×幼稚園▲2.5%、 小中学校▲25%、高校・専各▲10%</p> <p>※ 従来ルールによる単価 「国標準額」(国補助単価+交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2」のいずれか低い方</p> <p>○ また、制度創設以降の社会経済情勢等の変化や国制度の充実などにより、府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー(私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助)を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築。 さらに、専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断。</p> <p>○ なお、高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国No.1の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度創設)のさらなる拡充を検討する。 あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う。</p>	23年度 「専修学校高等課程の経常費助成」の効果は、23年度以降検証	(経常費助成単価引き下げ等継続の検討)			府民文化部 私学・大学課			
				23年度 ・選択と集中の観点から、経常費助成単価の引下げの取組みを継続するとともに、小中学校に対する経常費助成を見直し (小学校▲50%、中学校▲35%、高校▲10%)				実施済		
				(補助メニュー見直し・再構築)						
				22年度 ・私立幼稚園3歳児保育料軽減補助について、22年度末で見直し。23年度当初予算案において、預かり保育の拡充事業(大阪スマイル・チャイルド事業(案)として再構築 ・専修学校専門課程振興補助について、23年度当初予算案において、政策目的を明確化し、産学接続教育等の推進を図る補助事業へ再構築 ・「専修学校高等課程の経常費助成」について、他府県比較等を行い、助成効果を検証						
			(授業料支援補助金など私学助成の検討)			府民文化部 私学・大学課				
			23年度 ・中学校卒業時の進路選択段階で、公立高校・私立高校・高等専修学校の自由な学校選択の機会を提供するため、授業料支援の補助対象を所得中間層まで拡充する ① 所得中位の世帯(年収めやす610万円未満)の生徒まで授業料無償 ② 生徒の70%(年収めやす800万円未満)までは保護者の授業料負担10万円				実施済			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	※つづき 私学助成 (経常費助成など)	<p>【 府立高等学校について 】</p> <p>○ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っているなか、府立高等学校についても、平成23年度に開設される進学指導特色校をはじめ、「がんばる高校」を評価・応援する一方で、さらなる効率的運営が求められることは言うまでもない。</p> <p>○ このため、授業料無償化に加えて、学校事務の集約化、IT化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直す。</p> <p>○ また、平成11年度以降、社会経済情勢の変化や、学習ニーズの多様化に対応するため、特色づくり・再編整備や学区再編等を計画的に推進してきた 今後、当面は、中学校卒業者の増加が見込まれるが、少子化の進行により、数年後には再び生徒減少期に入る見込み。加えて、公私間の競争条件の整備を今後すすめることによって、公私間の生徒の流動化がすすむことも考えられる。こうした背景を踏まえ、府立高等学校の再編整備の考え方を検討</p>	体制見直し23年度着手 再編整備の考え方検討 23年度以降着手	<p>(学校事務運営体制の見直し)</p> <p>・23年度から、各府立高等学校の全・定課程別にそれぞれ事務職員1名(全体で150名、人件費約15億円)の定数削減を行う ※運営体制見直しに伴う定数削減は、既定の削減計画(中期計画)の内数</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>	教育委員会 事務局 教育振興室 高等学校課 教職員室 教職員人事課		
		<p>(府立高等学校再編整備の考え方検討)</p> <p>・今後の中学校卒業者数の動向、公私間の競争条件整備後の入学者選抜の志願状況などを踏まえ、23年度から検討を開始する</p>					
4	大阪府育英会助成費	<p>○ 育英会奨学金貸付は、国の高校授業料実質無償化や、府の授業料支援補助金と一体的に運営していることから、高校等授業料無償化施策の影響や他府県の水準も踏まえ、授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、奨学金制度が持続可能で、より効果的な制度となるよう再構築を図る</p> <p>○ 府では、授業料支援補助金の拡充を検討することとしているが、その場合、奨学金の貸付総額の縮減が見込まれる。奨学金制度の持続的な運営のためには、こうした縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要</p> <p>○ 具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせた奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討。また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討</p> <p>○ 債権回収におけるサービスの活用について、費用対効果等を踏まえ検討</p> <p>○ これらについては、平成24年度以降の実施を目的に検討</p>	24年度以降実施を 目途に検討	<p>(奨学金貸付について、上限額や対象の見直しを検討)</p> <p>23年度 ・授業料支援補助金拡充により、奨学金貸付は大幅縮減見込・公私を問わない自由な学校選択を支援する観点から所得基準を引上げ(H23当初予算案)</p> <p>【内容】 ・所得基準: 現行 年収800万円→1,000万円へ引上げ ・対象: 私立高校、専修学校高等課程等(貸付限度額24万円)</p> <p style="text-align: center;">実施済</p>	府民文化部 私学・大学課		
		<p>(入学資金貸付について、高校等入学資金の貸付への重点化を検討)</p> <p>23年度 ・現行制度により貸付実施 ・24年度実施を目的に見直し検討中</p>					
		<p>(サービスの活用について検討)</p> <p>22年度～ ・効果的な活用手法を見極めるため費用対効果を検証中</p>					

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	福祉医療費助成制度	<p>○ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上ナショナル・ミニマムとなっている現状を踏まえ、国において制度化されるよう引き続き強く要請</p> <p>○ しかし、医療のセーフティネットとして必要不可欠なこの制度を、国による制度化までの間は、地方単独で持続させていかざるを得ず、対象者の増加、医療費の増嵩や厳しい大阪府の財政状況にあって、制度の維持継続のためには、給付と負担のあり方など不断の見直しが必要 そのため、医療保険制度の自己負担を軽減する福祉医療費助成制度の趣旨を踏まえて、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討を行う</p> <p>○ また、乳幼児医療制度については、市町村が先行して実施してきた経緯もあり、現在も子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえた上で、そのあり方を検討</p> <p>○ 今後、障がい者自立支援医療制度、後期高齢者医療制度など、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施すべき医療費助成制度の「守備範囲」を明確化した上で、以上のような観点による検討結果を踏まえ、平成25年度実施を目的に抜本的な見直しを図る</p> <p>○ なお、制度のあり方とは別に、23年度当初から、国の公費負担医療制度の優先的な適用の厳格化や、事務処理の効率化による経費抑制に取り組む</p>	随時	<p>(国への制度化要請)</p> <p>22年度 ○国に対する提言の実施状況 ・22年6月 厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った<府最重点要望> ・22年8月 厚生労働省に対し、同提言を行った ・22年10月 厚生労働省に対し、同要望を行った<市長会、町村長会と共同要望> 【制度の改善状況】 ・23年度においては、国による制度化は実現せず ・この制度が事実上のナショナルミニマムであることから、引き続き、国が果たすべき役割として制度化を強く求めていく</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施・継続</div>	福祉部 国民健康保険課		
			25年度実施を目的に抜本的な見直し	<p>(制度のあり方についての再検討)</p> <p>22年度 【福祉医療費助成制度に関する研究会の再開】 ・制度の実態について検証、今後のあり方について研究するため、実施主体である市町村とともに設置している同研究会を再開 【検討スケジュール】 22年度 ・乳幼児医療費助成のあり方理念整理 ・新しい高齢者医療制度等が及ぼす、その他医療費助成制度への影響分析 23年度 ・各制度の課題整理 ・具体的な基準設定に向けた理念整理 (対象年齢、障がい種別、所得制限等、対象者のあり方) (助成の範囲、自己負担等、給付と負担のあり方) 24年度 ・対象者、府、市町村への影響 ・研究会としての「制度のあり方」に関する考え方最終とりまとめ ⇒ (秋以降)制度見直し案公表</p>			
			23年度から着手	<p>(国制度の優先的な適用の厳格化や、経費抑制への取組み)</p> <p>23年度 ・公費負担医療優先化に向けた広報・啓発に取り組み適正な運用を図ることによる、事業費抑制効果(老人・障がい) ⇒ 国公費が優先的に適用されることにより通年ベースで3億円削減(見込) ・市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化 ⇒ 年度内の補助金精算を行うことにより6億円削減(見込)</p> <p>【効果額(百万円) H23:850、H24:900、H25:900】</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
6	中小企業向け制度融資	<p>【中小企業の元気アップ】 ⇒ 府は預託を通じて企業を支援</p> <p>○ 熱心な金融機関と府保証協会を担い手とする新たな政策融資を創設</p> <p>○ 政策目的に応じた金利優遇による成長支援融資を継続</p> <p>【金融セーフティネット】 ⇒ 府は信用補完を維持し、必要なときに借りられる環境を整える</p> <p>○ 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える</p> <p>○ 融資資金の調達を金融機関に委ね、府による預託は廃止</p> <p>【府保証協会に対する損失補償の見直し】 ○ 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し</p>	23年度	<p>(中小企業の元気アップを後押しする新たな政策融資の創設)</p> <p>○ 中小企業支援に熱心な金融機関が主体的に商品設計した金融機関提案型融資を創設した。 ・23年度融資目標額 1,500億円 ・預託を行い1%程度の金利軽減を実施する</p> <p>○ 府の推進する施策と連携した成長支援融資制度を継続実施・開業サポート資金、小規模企業サポート、チャレンジ応援資金融資を継続実施し、頑張る中小企業を支援する ・23年度融資枠 420億円 預託を行い低利固定金利(1.4%~1.9%)を継続した</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			商工労働部 金融支援課
				<p>(金融セーフティネットを支える環境整備)</p> <p>○ セーフティネット資金として経営安定資金を継続実施 ・23年度融資枠 6,000億円 ・制度の持続可能性を維持するため、金利は金融機関所定金利とし、預託は廃止 ・必要なときに借りられる環境を整備するため、100%保証を維持するとともに、保証協会への損失補償を継続した</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			
				<p>(大阪府保証協会に対する損失補償負担割合の見直し)</p> <p>・引き続き、景気の回復等、中小企業を取り巻く社会経済環境を見極める</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
7	小規模事業対策費・経営力向上緊急支援事業	<p>○ 民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設し、同一の条件下でエンドユーザー(小規模事業者)が商工会等と民間専門家を選べるようにする</p> <p>○ カルテ方式を導入し、支援対象事業者毎に、 ①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒ ③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を『見える化』</p> <p>○ 支援メニューを標準化し、その単価を設定することで、実績に応じた補助を実施</p>	22年度着手	(経営力向上緊急支援事業の新設)			商工労働部 商工振興室 経営支援課
				<p>○22年6月より実施 【今後の方針】 ・22年度の取り組みの成果を検証し、23年度も継続実施し、小規模事業者の発展にとって、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめる</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			
				(支援実績や成果を『見える化』)			
				<p>○22年4月より実施 【今後の方針】 ・22年度の取り組みの成果を検証し、小規模事業者の発展にとって、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめる</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			
				(支援メニューの標準化)			
				<p>○22年4月より実施 【今後の方針】 ・22年度の取り組みの成果を検証し、小規模事業者の発展にとって、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめる</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
8	公営(公的)住宅への行政投資のあり方	<p>【基本理念】</p> <p>○ 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換</p> <p>住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅パウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める</p> <p>【府営住宅の基本的な将来方向】</p> <p>○ 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす</p> <p>府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる</p>	随時	<p>(将来のストック戸数の半減、府営住宅を活用した多様なサービスの提供など)</p> <p>○住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、住宅セーフティネット施策の検討を行う</p> <p>・23年度に、住宅セーフティネットの視点を踏まえた府営住宅資産の処分・活用方針を明らかにするとともに、処分・活用の制度設計や具体的に取組む地域・団地の選定など、実現していくための「アクションプログラム」を提示する</p> <p>・23年度～26年度に、「アクションプログラム」に基づく具体プロジェクトを実施する</p>			住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室
				<p>(府営住宅ストック総合活用計画の改定)</p> <p>22年度</p> <p>・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行った</p> <p>23年度</p> <p>・検討結果を踏まえストック総合活用計画を改定</p>			福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室 障がい福祉室 高齢介護室 子ども室
				<p>(府営住宅資産を活用した市町とのまちづくり(市町移管))</p> <p>・府としての基本的考え方をとりまとめ、平成23年度に、市町との研究会を設置して検討を進める</p>			
		<p>【特別会計の導入】</p> <p>○ 府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開。導入にあたっては、一般会計との繰入ルールを整理</p>	24年度	<p>(特別会計の導入)</p> <p>・24年度から特別会計を導入するにあたり、安定した事業運営等に向けて、一般会計からの繰入ルールの整理・検討を行う</p>			住宅まちづくり部 住宅経営室
		<p>【建替え必要度の精査等】</p> <p>○ 高度経済成長期に大量に建設した住宅ストック(約7.3万戸)を中心に、建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討</p>	随時	<p>(建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討)</p> <p>22年度</p> <p>・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行った</p> <p>23年度</p> <p>・検討結果を踏まえストック総合活用計画を改定</p>			

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
8	※つづき 公営(公的)住宅への 行政投資のあり方	【管理コストなどの見直しや一層の収入確保】 ○さらなるコスト圧縮の努力・建設・管理水準の適正化・指定管理者制度のモデル地区拡大(23年度)、本格実施(24年度)一層の収入確保・低利用地の有効活用・売却(未利用駐車場の時間貸し等)・民間事業者も活用した高層化建替えにより活用用地を創出し売却	(管理コストの見直し等) 随時	(管理コストなどの見直しや一層の収入確保等)			住宅まちづくり部 住宅経営室
			(指定管理者制度の導入) 23年度モデル地区拡大 24年度本格実施	(指定管理者制度の本格実施)			
9	警察職員待機宿舍	【国への制度提言】 ○管理戸数未滿での建替えや用途廃止に係る明渡し請求権の付与・借上げ公営住宅や住宅バウチャー制度等	随時	(国への制度提言)			住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室
			随時	(整備費用の抑制)			大阪府警察本部 総務部施設課
		○待機宿舍の整備計画の策定にあたっては、既存ストックの活用を図るなど、可能な限り整備戸数を抑制するとともに、民間活力の導入など様々な手法を検討し、整備費用の抑制を図る	随時	23年度 ・22年度に策定した整備計画を元に、大阪府にとって最も経済的かつ入居者負担の軽減も可能な手法を導入し、売却予定地活用も含め整備費用の抑制を図るための整備手法を検討			大阪府警察本部 総務部施設課
		○賃料については、入居者の行動制限の状況や整備コストなどを踏まえ、引き続き適正水準に設定		(賃料について、引き続き適正水準に設定)			大阪府警察本部 警務部厚生課
				・引き続き適正な水準に設定			実施・継続

番号	事業名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
10	公共施設(インフラ)関連	<p>【建設から維持管理への重点化】</p> <p>○ 都市基盤整備の見直し 将来の建設事業を圧縮。即効性や実現可能性等の観点から、道路整備や治水対策等の考え方を見直し、さらなる選択と集中により事業を推進</p> <p>(道路等の見直し) ・ 物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から重点化し、今後の整備計画を策定するとともに、将来の必要性、実現性を考慮して、未着手である道路等の都市計画について、見直しをすすめる</p> <p>(治水対策及び土砂災害対策の見直し) ・ 人命を守ることを最優先としつつ、府内一律に定めていた治水目標を見直し、河川氾濫や浸水の程度により判定した危険度の大きさに応じて各河川ごとに定めるとともに、今後の整備計画を策定</p>	随時	<p>(道路等の見直し)</p> <p>22年度 ・「今後の道路整備の重点化方針(素案)」及び「都市計画道路の見直しの基本方針」を作成 ・引き続き、方針を確定の上、23年度にかけて、「今後の道路整備計画」(10箇年計画)を策定予定 ・都市計画道路の見直しについては、23、24、25年度の3箇年で都市計画変更手続を進める予定</p>	都市整備部 事業管理室		
		<p>【維持管理費への重点化】</p> <p>○ 都市基盤施設の効率的な維持管理(維持管理費に重点化) 将来世代に良好な状態でインフラを引き継ぐため、「維持管理の戦略」の策定</p> <p>(「維持管理の戦略」の策定) ・ 高度成長期に整備したインフラを計画的に効率よく補修・更新する必要がある。施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にすすめるため、予防保全の観点をさらに重視した「維持管理の戦略」を策定</p> <p>(維持管理財源の充実確保) ・ 維持管理の中でも、多額を要する維持補修については、地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう国に提言</p>	随時	<p>(治水対策及び土砂災害対策の見直し)</p> <p>22年度 ・22年6月、「今後の治水対策の進め方」をとりまとめ、以降、事業実施中河川について、情報提供や避難等のソフト対策も合わせた「10年間の行動計画」の策定に取り組んでいる ・引き続き、23、24、25年度の3箇年で、全河川の治水目標を設定し、順次、「10年間の行動計画」を策定予定 ・土砂災害対策についても、「今後の土砂災害対策の進め方」策定に向けて取組中</p> <p>(維持管理の戦略策定)</p> <p>22年度 ・都市基盤施設全体の今後の補修更新需要見込みに対し、橋梁、水門、岸壁等の予防保全対策により長寿命化図った場合の財政縮減効果額を試算済み ・引き続き、方針を確定の上、23年度にかけて、予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」(10箇年計画)を策定予定</p> <p>(維持管理財源の充実確保)</p> <p>22年度 ・港湾の岸壁等の施設更新をはじめ、新たに地方債の充当が可能と考えられる事業に対し、維持管理財源の充実確保に向け取組中</p>			

(2) 歳入確保

番号	項目	取組内容	取組の実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
1	府有財産の活用と売却	○保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う	随時	<p>(府有財産の活用と売却)</p> <p>～22年度 ・売却財産の掘り起こしを行うため、府有地の1割程度(147件)を抽出調査(活用可能割合約27%〔40/147〕) ・この結果を踏まえ、21年度末を目途に全府有地(約1,400件)について、活用可能財産の有無を確認、調査結果の取りまとめ、公表 ・体制整備、関係機関等と売却等に向けた調整</p> <p>23～25年度 ・売却・貸付可能財産について取組みを進める</p> <p>(23年度見込額) 売却 1,100百万円(うち府営住宅整備基金積立額1,100百万円) ※ 23年度の売却総額は56億円(うち府営住宅整備基金積立額32億円)の見込みであるが、既に粗い試算に見込まれている45億円(うち府営住宅整備基金積立額21億円)は改革プラン効果額から除外している</p> <p>(24年度見込額) 売却 5,600百万円(うち府営住宅整備基金積立額5,400百万円)</p> <p>(25年度見込額) 売却 8,900百万円(うち府営住宅整備基金積立額7,100百万円)</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			総務部 財産活用課 (住宅まちづくり部 住宅経営室)
2	基金の活用	○活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益(府営住宅整備基金に積立)は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用 ※ 府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要 ※ なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要	随時	<p>(府営住宅整備基金の活用)</p> <p>(23年度見込額) 売却・積立 649百万円、計画修繕活用額 600百万円</p> <p>(24年度見込額) 売却・積立 1,000百万円、計画修繕活用額 1,000百万円</p> <p>(25年度見込額) 売却・積立 1,800百万円、計画修繕活用額 1,800百万円</p> <p>※計画修繕活用額を効果額として計上</p> <p style="text-align: right;">実施済</p>			住宅まちづくり部 住宅経営室 (総務部財政課)

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
3	債権管理の強化対策	<p>○府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「債権特別回収・整理チーム」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく</p> <p>(目標の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権の回収・整理の目標設定(税外滞納債権の圧縮額等)は、債権回収・整理計画策定後に設定(22年11月) なお、府税債権の滞納については、平成22年度に繰り越した滞納額220億円(個人府民税を除く)を3年間で一掃できるよう、平成22年度は40%圧縮(22年度 圧縮見込額88億円)を目標とする。 	随時	(滞納債権管理の強化対策<債権回収・整理計画策定等>)			総務部 税務室税政課
				<p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年11月に「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定し、22年度債権回収・整理計画を策定・公表した。今後、この計画に基づき債権の回収及び整理に積極的に取組む 22年度に繰り越した滞納額(府税含む)は342億円 ⇒22年度は回収・整理により106億円(府税含む)の圧縮を目標 <p>(23年度取組額) 滞納債権の回収額 4,300百万円</p> <p>(24年度取組額) 滞納債権の回収額 5,100百万円</p> <p>(25年度取組額) 滞納債権の回収額 3,900百万円</p> <p>※取組額を効果額として計上</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>	

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課	
				検討	方針決定等	実施		
4	宝くじ発行に関する検証と見直し	<p>○宝くじの発行のコストの徹底検証や配分ルールの見直しを求め、地方公共団体へのさらなる還元を図る</p> <p>(今後の取組み)</p> <p>○宝くじ発行に伴うコストの徹底検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 宝くじ発行にかかるコスト及び普及宣伝費の内容を精査し、必要性を検証 <p>○宝くじ発売額の配分ルールの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 発売額の一部が、国が所管する公益法人を通じて地方公共団体等に分配される複雑な交付形態等について見直し 	随時	<p>(宝くじ発行に関する検証と見直し)</p> <p>○23年度見直し内容(H22.12 全国自治宝くじ事務協議会で議決)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託銀行販売経費11.5%⇒11.4%、普及宣伝費2.7%⇒1.3% 収益金39.8%⇒40.7%(当せん金46.0%⇒46.6%) 複雑な交付形態等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 助成金の交付を受けた公益法人が、さらに当該助成金を一般市町村等に交付する仕組みの廃止 ⇒ 発売団体が宝くじの収益金から分担金を支出している公益法人への助成は廃止 ⇒ 発売団体向け助成は廃止のうえ、収益金に一元化 ⇒ 発売団体による助成事業へのガバナンス強化のため監督PTを設置 ⇒ 宝くじファンへの還元として、一部当せん金へ配分 <p>○見直しの経過</p> <p>22年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国自治宝くじ事務協議会内に「宝くじ普及宣伝事業検証PT」を設置(大阪府もPTメンバーとして参画) <p>22年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宝くじの改革に向けて」【大阪府の提言】を知事名で発信 普及宣伝費の手法や効果を検証のうえ解体的に見直し受託銀行の販売経費の縮減 <p>22年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国自治宝くじ事務協議会において宝くじ普及宣伝事業の見直しについて議決 <p>(23年度効果見込額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額690百万円 (見直し後16,252百万円ー見直し前15,562百万円=690百万円) 			実施済	総務部 財政課

番号	項目	取組内容	取組の実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
5	課税自主権の活用 (超過課税及び法定外税)	<p>○不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中にとりまとめを行う</p> <p>(今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税自主権の活用について検討する際には、受益と負担の対応関係や、新たな税負担に見合う行政サービスかどうか等に留意する必要があります。 ・ 課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中に取りまとめます。 ・ こうした府独自の取組みとあわせて、国に対して、地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境の整備を求めています。 	23年中	<p>(課税自主権の活用)</p> <p>〇課税自主権の活用検討</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者6名からなる「大阪府課税自主権活用研究会」を22年12月20日に設置した ・ 課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について研究し、平成23年中に報告書を取りまとめる予定 			総務部 税務室税政課

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
6	使用料・手数料の見直し	<p>○受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する</p> <p>○使用料・手数料は、フルコスト(※)計算による原価を基本とするが、それ以外の手法で積算を行う場合は、その理由を明示するとともに、適宜、運用の実態を点検する。 (※)直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など</p> <p>○減免については、その適用の根拠等について点検するとともに、他制度が補完するもの(例:生活保護費の算定基礎に入っている経費)については厳格に除外する。</p>	22年度中に検討	<p>(使用料・手数料の見直し)</p> <p>〇使用料・手数料の点検 ・22年度に点検・検討を実施し、23年度見直し予定</p> <p>【点検状況】 ・全ての施設等について、使用料のフルコスト計算を実施 ・受益者が特定されるあらゆる事務について、手数料の徴収の検討に着手 ・使用料のうち利用料金制を導入している施設は、指定管理者との調整が整い次第、見直しを実施 ・その他の使用料・手数料については、フルコスト算定の結果に基づき、設定又は改定の必要性を判断したうえで、数量・金額、改定・設定の施行時期、経過措置の可否などについて引き続き検討を進め、23年9月議会への関係条例の制定又は改定の提案をめざす</p> <p>〇行政財産使用料・普通財産貸付料については、減免措置の厳格化を図るため、減免基準を見直した</p> <p>〇行政財産使用料・普通財産貸付料の料率については、 ・使用料率は最低水準であるが、台帳価格×料率で算定される使用料は全国中位である ・貸付料率の積算根拠である民法、商法の法定利率は変更なく、さらに、経済情勢を勘案した結果、料率は現行どおりとする 今後も、他府県の状況や法定利率、経済情勢を勘案し、随時点検する</p> <p>【見込・実績】 (23年度見込額) 使用料・手数料の増収効果 10百万円</p>	総務部 財政課、 財産活用 課、 行政改革課		
7	その他の歳入確保	○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保	随時	<p>(その他の取組みによる歳入確保)</p> <p>〇(財)自治体国際化協会海外事務所開設準備等積立金の返還 (返還金見込額) 平成23年度 176百万円 平成24年度 87百万円 平成25年度 ー ※参考:平成22年度返還金額176百万円</p>	府民文化部 都市魅力創 造局国際交 流・観光課		

(3) 出資法人等のさらなる改革

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
財政再建プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめる法人							
1	(財)大阪府文化振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府運営補助金は平成22年度で廃止 ・ 引き続き民間スポンサーの獲得に努めるとともに、23年4月から公益財団法人に移行し、大阪での演奏活動に軸足を置きつつ活動範囲を全国に広げ、自立化を図る <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続(条件付き))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらなる経費節減や収入確保に取り組み、法人への補助金を縮減 ・ 府民のオーケストラとして、府民からの支援スキームを構築 	23年度から自立化	<p>(運営補助金の廃止)</p> <p>21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人からの自立化の意向表明を踏まえ、戦略本部会議において、自立化の方針、運営補助金は22年度限りとすることを決定 <p style="text-align: right;">実施済</p>			府民文化部 都市魅力創造局文化課
				<p>(スポンサー獲得、活動範囲の拡大など自立化に向けた取組み)</p> <p>22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなサポートプログラム(協賛制度等)を設定 <p>22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人理事会において、23年4月を目途に自立化し、公益財団として大阪での演奏活動に軸足を置きつつ活動範囲を広げ、更なる発展をめざす方針を決定し、そのための具体的な取組項目を掲示 <p>22年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人への移行認定申請書を提出 <p>23年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定を受け、「公益財団法人日本センチュリー交響楽団」として法人登記予定 <p style="text-align: right;">実施済</p> <p>【 効果額(百万円) H23:101、H24:101、H25:101 】</p>			
2	(財)大阪府国際交流財団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本的見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)大阪国際交流センターとの事業連携をさらにすすめ、類似・重複事業を整理した上で、法人のあり方について整理 ・ その中で、必要な基本財産のあり方について整理 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (抜本的見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な事業は府で実施 ・ 基本財産の府への寄附を求める ・ 府派遣職員の見直し 	23年度中にあり方の方針を決定	<p>(他団体との事業の連携・整理及び法人・基本財産のあり方整理)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生や在住外国人への支援等について事業連携を進めるとともに、3月に策定する大阪府国際化戦略のなかで、今後の法人事業の方向性を規定 <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度に策定する国際化戦略を踏まえ、法人の有する資金、ノウハウ、ネットワークを有効活用した事業を展開しつつ、法人のあり方、基本財産のあり方について整理 			府民文化部 都市魅力創造局国際交流・観光課

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
3	(株)大阪国際会議場	<p>○ 抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期指定管理期間を暫定2年とし、指定管理者の選定方法や府出資比率も含めた法人のあり方、利益剰余金の活用方法について検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める 府派遣職員の見直し 	23年度中	<p>(指定管理者の選定方法・府出資比率を含む法人のあり方・利益剰余金の活用方法についての検討)</p> <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度までの取り組みも踏まえ、指定管理者の選定方法や府出資比率を含む法人のあり方、利益剰余金の活用方法について検討 			府民文化部 都市魅力創造局国際交流・観光課
4	(財)大阪府保健医療財団	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> がん予防検診センターの総合健診と健康科学センターの健診を24年度までに精査・統合 総合健診以外のがん検診(一次検診)は、対象を受診率の低い中小企業や市町村に重点化 健康科学センターは、23年度末に公の施設としては廃止することを前提に、必要な事業の実施方法等の調整を行う 中河内救命救急センターは、より効率的な運営をめざし、運営形態のあり方について検討をすすめる <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康科学センターの機能重点化(フィットネス・展示施設の廃止、健診事業の内容精査) (財)大阪がん予防検診センターと統合 	24年度から	<p>(がん予防検診センター検診と健康科学センターの健診の精査・統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年4月1日に法人統合したことを踏まえ施設健診の統合について検討・調整を進める <p>(がん検診(一次検診)の中小企業や市町村への重点化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車検診によるがん検診は、受け皿が必要な市町村や中小企業、受診率や検診精度が低い市町村などに重点化を進める 			健康医療部 保健医療室 健康づくり課
			23年度まで	<p>(公の施設としては廃止予定の健康科学センターの事業実施方法等の調整)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康科学センターの健診機能については規模を縮小し、施設健診については、がん予防検診センターが実施している総合健診と統合する方向で検討 健康づくり技法の研究及び成果普及については、府の生活習慣病予防対策の一層の推進に資する具体的な実施方法等を検討 健康科学センター建物への、がん予防検診センター等の移転・機能集約に係る施設活用調査を実施 <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設活用調査の結果も踏まえつつ、24年度に向けて、健診機能統合、健康づくり技法の研究実施方法等の検討を引き続き進めるとともに、「公の施設」として廃止する手続きを行う 			
			随時	<p>(中河内救命救急センターの効率的な運営形態のあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度は、疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、一層の機能充実をめざしつつ、経営改善も視野に入れた運営形態の見直しを進めている 23年度においては、よりよい運営形態を探るため、引き続き見直しを進める <p>【効果額(百万円) H23:一、H24:240、H25:240】</p>			健康医療部 保健医療室 医療対策課

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
5	(公財)千里ライフサイエンス振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続 <ul style="list-style-type: none"> 府施策(バイオ戦略)における財団の位置づけを明確にし、22年度中に財団と府との役割分担について検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府派遣職員は必要最小限とする 	22年度中	(財団と府の役割分担検討)			商工労働部 バイオ振興課
				22年度	22年度	22年度	
6	(株)大阪府食品流通センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化 <ul style="list-style-type: none"> 今後、府中央卸売市場とともに、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」をめざすため、加工・物流機能の付加を検討するなど両者の活性化をすすめながら、(株)大阪府食品流通センターの民営化に向けて取り組む <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (民営化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工食品卸売団地としての機能維持を条件に府所有の株式を売却 他の株主との調整や引き続き売却先の選定をすすめ、21年度中を目途に民営化 	-	(民営化に向けた、「競争力のある総合食料物流基地」をめざした加工・物流機能付加の検討等)			環境農林水産部 流通対策室
				22年度	22年度	22年度	
7	大阪高速鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続 <ul style="list-style-type: none"> 国に対する補助制度改正の提言検討 車庫用地の全体を購入することについては、大阪府・大阪高速鉄道(株)とともに共通認識として持った上で、有償貸付用地(普通財産)の購入について、具体的な時期や方法を検討 残る用地(道路区域)については、累積赤字を解消した時点で協議検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営化の可能性について検討 	23年度から検討	(国に対する補助制度改正の提言検討)			都市整備部 交通道路課 都市交通課
			22年度に方針決定	23年度	23年度	23年度	
				(有償貸付用地(普通財産)購入時期・方法の検討)			
				22年度	22年度	22年度	

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
8	大阪府道路公社	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社健全化計画を22年度中に策定 ・ 事業許可取得時の予測交通量を満たしていない路線の料金徴収期間の延長や、維持管理経費等の縮減により、収支の改善を図る ・ 国貸付金の償還期限の延長を国へ要望 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p>	22年度中	(公社健全化計画の策定)			都市整備部 交通道路室 道路整備課
				<p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、公社経営改善方針を策定 			
				<p>(予測交通量を満たしていない路線の収支改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社経営改善方針を目標に、利用促進やコスト縮減を図るとともに、料金徴収期間の延長について制度改善を国に対し求める 			
9	大阪府都市開発(株)	<p>○ 民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同社のさらなる発展と円滑な民営化推進という視点から、同社の府保有株式を一括ですべて売却 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (民営化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、配当アップを要請 ・ 府保有株式を一部売却 	22年度に方針決定 23年度から実施	(府保有株式の一括売却)			都市整備部 交通道路室 都市交通課
				<p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略本部会議において、公募方式による府保有株式の一括売却を決定 ・ 公募準備支援業務を外部委託 <p>23年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募支援業務、株式評価業務を外部委託 ・ 公募の実施、府保有株式売却 			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
10	(財)大阪府タウン管理財団	<p>○ 統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有資産の早期処分をすすめる ただし、主要資産である泉ヶ丘駅前地区の資産処分については、泉北ニュータウン再生府市等連携協議会で策定される「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を踏まえて行い、23年度以降の早期に(財)大阪府都市整備推進センターとの統合をめざす <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有資産の早期処分 主要な資産処分後の23年度中を目途に(財)大阪府都市整備推進センターと統合 	23年度以降の早期	<p>(保有資産の早期処分)</p> <p>20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政再建プログラム案を踏まえて中期経営計画を点検し、資産処分の取組みについて見直しを実施 <p>21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画に基づき資産処分を実施 <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画に基づき資産処分を実施 泉北ニュータウン府市等連携協議会に参画 			住宅まちづくり部 タウン推進室管理課
				<p>((財)大阪府都市整備推進センターとの統合)</p> <p>20年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 両法人及び部内関係課による統合連絡会議を設置し、統合に向けた検討開始 <p>21年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に向けた検討を進め、泉ヶ丘駅前地区の資産処分後の23年度以降の早期に、(財)大阪府都市整備推進センターと統合 			
11	(財)大阪府文化財センター	<p>○ 存続</p> <ul style="list-style-type: none"> 府が発注する発掘事業の契約方法の見直しに対応するため、技術力の向上や効率的な体制を確立する 法人の持つノウハウを活かし、市町村発掘調査事業の支援や新たな収益事業の展開を図る <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘事業については、市場化テストを導入 	24年度から	<p>(府発注発掘事業の契約方法見直しへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府からの派遣専門職員の引き上げに伴い、財団職員のさらなる技術力の向上をはかり、公募で行われることとなる府の発掘調査の施工監理業務の受託をめざす 			教育委員会事務局 文化財保護課
			23年度から	<p>(市町村発掘調査事業の支援、新たな収益事業の展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内市町村が担当する発掘調査において、市町村では規模等の面で円滑な実施が困難なものについて、積極的に調査事業を受託する 有料の講演会やセミナー等、公益法人に相応しい文化財普及啓発事業の展開を図る 			

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
国の制度改正等に対応したさらなる見直しをすすめる法人							
12	(財)大阪府育英会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料実質無償化等に伴う奨学金の貸付内容の見直し、サービスの活用等についての検討結果を踏まえ、法人運営の見直しを検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権回収の民間活用を促進 	24年度以降	<p>(奨学金貸付内容見直し、サービス活用等の検討結果を踏まえた、法人運営の見直し検討)</p> <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度に引き続きサービスの活用手法についての費用対効果を検証 ・ 公私を問わない自由な学校選択を支援する観点から、奨学金の所得基準を引上げ ・ これらの検討結果等を踏まえ、法人運営の見直しを検討 			府民文化部 私学・大学課
13	(財)大阪府産業基盤整備協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人については、公益法人改革の移行期間満了日である25年11月末までに、府の法人に対する単年度貸付を解消し、解散 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)大阪産業振興機構と統合 	25年11月末まで	<p>(府単年度貸付金の解消・法人の解散)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人解散に向けた事業の計画、スケジュール等について、検討・調整中 			商工労働部 企業誘致推進課
14	堺泉北埠頭(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動きもにらみながら、港湾行政の将来像を見据え、法人のあり方を再検討 <p>【(参考)プログラム案での方向性】 (存続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助制度の利用による事業費の抑制 ・ 使用料の引上げや配当アップなど府への収益還元を行う 	23年度から検討	<p>(港湾行政の将来像を見据えた法人のあり方再検討)</p> <p>23年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動きもにらみながら、将来の港湾経営の主体となるべく、港湾局と連携し、港湾施設の管理運営に向けた具体的な検討を進める <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府営上屋の一元的な管理運営の検討 			都市整備部 港湾局総務企画課

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	

出資法人が出資等をする法人(いわゆる孫法人)の点検

15	出資法人が出資等をする法人(いわゆる孫法人)の点検	<p>○ 出資法人が出資等を行っている法人(いわゆる孫法人)は、9法人あります。 [※府も出資している法人1法人を含む。] 【出資元:(株)大阪府食品流通センター】 ⇒ (株)北部冷蔵サービスセンター 【出資元:大阪高速鉄道(株)】 ⇒ 大阪モノレールサービス(株) 【出資元:大阪府都市開発(株)】 ⇒ 泉北鉄道サービス(株) ⇒ 泉鉄産業(株) ⇒ りんくう国際物流(株) ⇒ (株)パンジョ ⇒ 大阪りんくうホテル(株) 【出資元:大阪府住宅供給公社】 ⇒ (株)大阪住宅公社サービス 【出資元:(財)大阪府タウン管理財団】 ⇒ 千里北センター(株)</p> <p>○ 孫法人が府や出資法人の事業の一翼を担っている場合などには、孫法人の状況も点検しておく必要があります。今後、出資法人の孫法人に対する関与の状況等を踏まえながら、出資法人を通じて、次の観点から定期的に点検していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫法人の必要性 ・出資法人から孫法人への委託の必要性 ・孫法人に関する透明性の確保 等 	22年度から	(孫法人の点検)	<p>22年度 ・出資元法人から孫法人への委託など、孫法人の状況について点検し、府ホームページに公表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施・継続</div>	総務部 出資法人課

番号	法人名	見直し方向性	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
地方独立行政法人制度の導入							
16	府立大学・府立病院 機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の実績を踏まえ、平成23年度からの次期中期計画に取り組む。 ○ 府立大学 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「選択と集中」による大学改革 ・ 4学域体制 ・ 社会をリードする高度な人材養成 ・ 地域貢献の強化 ・ 経営改革 ○ 府立病院機構 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度専門医療の提供、患者・府民の満足度向上、安定的な病院経営の確立 ・ 病院の建替え、施設改修、機器更新などを計画的に推進 ・ 組織マネジメントの強化(プロパー化の推進、非公務員型への移行検討) 	23年度から取組実施	(府立大学) 22年度 ・第2期(平成23～28年度)中期目標及び中期計画を策定 23～28年度 ・第2期中期計画に基づき、地域貢献の強化や理系を中心とした4学域体制への改編など、「選択と集中」による大学改革に取り組む <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施・継続</div>	府民文化部 私学・大学課		
				(府立病院機構) 22年度 ・第2期(平成23～27年度)中期目標及び中期計画を策定。 23～27年度 ・第2期中期計画に基づき、引き続き高度専門医療の提供、患者・府民の満足度向上、安定的な病院経営の確立に取り組む <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施・継続</div>	健康医療部 保健医療室 医療対策課		
17	試験研究機関の地方 独立行政法人化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所については、24年1月までの独立行政法人化をめざします。 	22年度から実施	(産業技術総合研究所の地方独立行政法人化) 22年度 ・システム開発等の期間(1年以上)を考慮して、法人設立目標時期を24年4月に変更 ・22年9月議会において定款案可決(12月) 23年度 ・法人への職員の引継条例案、法人に承継させる権利案、中期目標案、現行産技研条例の廃止条例案等を議会へ提案予定	商工労働部 ものづくり振興課		
				(環境農林水産総合研究所の地方独立行政法人化) 22年度 ・システム開発等の期間(1年以上)を考慮して、法人設立目標時期を24年4月に変更 ・22年9月議会に定款(案)を上程。閉会中、継続審議 23年度(定款可決後) ・法人への職員の引継条例案、法人に承継させる権利案、中期目標案、現行環農総研条例の廃止条例案等を議会へ提案予定	環境農林水産部 環境農林水産総務課		

※効果額は、事務事業見直し歳出削減額(管理費等)のみ反映

(4) 公の施設のさらなる改革

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
プログラム案どおり見直しが進んでいない、あるいはその後の事情の変化等があった施設							
1	青少年海洋センター	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>○ 府費負担が年間約1.3億円と引き続き高コストとなっていることから、次の点について効率化を図り、府費負担額の一層の縮減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営による人件費の削減 ・施設閑散期における対応(稼働率の向上等) ・舟艇保有数の見直し(利用者ニーズに沿った舟艇の削減と更新) ・海風館との一体運営による経営改善の模索 <p>○ 平成22年度中に、これら取組みの具体策を示した上で、次期指定管理者の募集を行う。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理経費の見直し等により運営を一層効率化 	22年度中に実施	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>22年度</p> <p>○ 利用者の増加策やサービスの向上策、安定的な運営と経費の着実な縮減等が期待できる次期指定管理者を選定し、府費負担額の一層の縮減を図った</p> <p>【管理委託料の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費等の削減により、管理委託料を約25%縮減 <p>【さらなる利用促進方策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の営業担当者による企業研修等の誘致 ・陸上プログラムの開発と促進 <p>【舟艇更新計画の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新計画を見直し、6mカッターや中型ヨットの保有数の削減 ・利用者ニーズに基づき新たに7mカッターを導入 <p>【海風館との一体運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに海風館との一体運営を実施し、さらなる利用促進につなげる <p>【納付金の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者からの提案による納付金の設定(年間収益金額の10分の7) <p>【効果額(百万円) H23:39、H24:42、H25:46】</p> <p>※効果額は青少年海洋センター・ファミリー棟分との合算</p>	実施済	政策企画部 青少年・地域 安全室青少年課	
2	青少年海洋センター・ファミリー棟(マリンロッジ海風館)	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>○ プログラム案の方針により、引き続き事業撤退を模索しつつ、当面の間は府負担を一切行わない前提で運営を行う。</p> <p>○ その際、青少年海洋センターとの一体運営によりスケールメリットを活用する等、一層の経営努力を行う。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状有姿で売却 ・売却できない場合は廃止も含め検討 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 民営化の取組みを進めながら、府費負担を行わないことを前提に施設運営を継続</p>	22年度中に実施	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>22年度</p> <p>○ 海風館の運営に係る府費負担を行わないことを前提として、青少年海洋センターと一体運営を行うこととし、指定管理者を選定</p>	実施済		

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	上方演芸資料館 (ワッハ上方)	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>○ 平成23年度から24年度で目標入館者数40万人の達成状況等を見極め、施設の存続を判断する。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続 ・ 貸主との契約期間である平成22年度末までに移転 <p>(H22工程表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改めて現地存続とする方針を決定 ・ 入場者目標の達成状況等の効果検証を実施 ・ 25年度以降の官民協力による新たな運営方針を検討 	24年度に効果検証を実施の上、決定	<p>(施設利用者数の向上等)</p> <p>23年4月～ 新たな指定管理者による集客の取組み</p> <p>24年夏頃 23年度の入館者数の達成状況等を見極め(施設存続の判断)</p>			府民文化部 都市魅力創造局文化課
				<p>(新たな運営方針の検討)</p> <p>23年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者数の達成状況等を見極めをいっつつ、25年度以降の官民協力による新たな運営方針の検討会議を立上げ、検討 <p>【 効果額(百万円) H23:295、H24:295、H25:295 】</p>			
4	健康科学センター (ゲンキープ大阪)	<p>(廃止等)</p> <p>○ 23年度末に公の施設としては廃止することを前提に、必要な事業の実施方法等の調整を行う。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィットネス・展示施設の廃止 ・ 健康づくり技法の研究・開発等の対象分野の重点化とあわせて、健診事業も内容・規模を精査 	23年度末に実施	<p>(廃止等)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康科学センターの健診機能については規模を縮小し、施設健診については、がん予防検診センターが実施している総合健診と統合する方向で検討 ・ 健康づくり技法の研究及び成果普及については、府の生活習慣病予防対策の一層の推進に資する具体的な実施方法等を検討 ・ 健康科学センター建物への、がん予防検診センター等の移転・機能集約に係る施設活用調査を実施 <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設活用調査の結果も踏まえつつ、24年度に向けて、健診機能統合、健康づくり技法の研究実施方法等の検討を引き続き進めるとともに、「公の施設」として廃止する手続きを行う 			健康医療部 保健医療室 健康づくり課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	府民牧場	<p>(廃止等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム案の方針である民営化は、受け手がなく断念する。 ○ 民間等による代替施設が存在することや、かなりの運営費を要していること等から、府民牧場(ふれあい事業・子牛育成事業)については23年中に廃止を含めそのあり方を決める。 ○ 府民牧場を小中学校候補地にしたいという地元能勢町の意向を受け、地元自治体との連携・支援等の観点から、並行して能勢町との調整に努める。 <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業や酪農業者等による観光牧場としての経営の受け皿探しを検討 ・ 民営化できない場合は、民間企業の経営ノウハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等との協働、連携を強化するなど、運営を一層効率化 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 民営化を断念し、地元町による施設活用方を含む今後の運営について結論を出す。</p>	23年中に実施	<p>(廃止等)</p> <p>22年度・23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あり方検討について <ul style="list-style-type: none"> ・府内あるいは近隣府県において民間団体等が運営する同様の事業が存在していることや、他府県調査においても必ずしも府県が同様の事業を実施していない状況にあること ・動物とのふれあいの場の提供機能について府が関与しつづける必要性は低く、厳しい財政状況の中、引き続き多額の事業費を支出することについては困難と考えていること ・上記などから、府民牧場は24年3月末で閉鎖する方向で検討中 ○能勢町との調整状況について <ul style="list-style-type: none"> ・能勢町は府民牧場を候補地とする「学校再編計画の基本・実施設計」の当初予算を計上したい意向を示しており、今後とも、町との調整を行う ○子牛育成事業について <ul style="list-style-type: none"> ・府民牧場内で併せて実施している「乳用子牛育成配付事業」については、「家畜改良増殖法」の目的をより明確に踏まえ、「食とみどり技術センター」において実施する方向で検討中 <p>【 効果額(百万円) H23:0、H24:71、H25:71 】</p>	環境農林水産部 動物愛護畜産課		

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
6	弥生文化博物館	<p>(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)</p> <p>○ 館外事業利用者の平成21年度実績である年間約1.8万人は今後も堅持しつつ、館内利用者増加の取組みを強化する。</p> <p>○ あわせて、地元自治体等との連携をさらに強化し、府費負担の縮減等に努め、少なくとも利用者1人あたりの府費投入額約1,500円/人(近つ飛鳥博物館と同程度)を実現する。</p> <p>○ 22年度中に、これら取組みの状況を見極めた上で、改めてあり方を検討する。</p> <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者、地域及び地元関係自治体との協働・連携により、博物館を支える仕組みや活用策を検討 ・ 積極的な館外事業の展開 ・ 入館料、使用料の見直し ・ 上記の取組みの成果を検証し、平成21年度に改めてあり方を検討 <p>(H22工程表)</p> <p>⇒ 引き続き、施設のあり方を見極めるため、更なる府費負担縮減に向けた具体的な取組目標を設定する。</p>	22年度中に実施	<p>(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)</p> <p>22年度</p> <p>【利用者増に向けた取組みについて】</p> <p>○入館者増に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池上曾根弥生学習館、いずみの国歴史館との3館協働展示 ・ロビーを活用した館内催し(コンサート、写真展等)の充実 ・自治体広報誌への特別展等記事掲載(和泉市等の5市町)等 <p>○館外利用者増に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元両市の史跡公園を会場とするイベントへの出展、参加 ・学校との連携(文化祭、地歴部指導等) ・民間団体との連携(市民向け講座への講師派遣等)等 <p>⇒ H21年度比で約30%(H22年11月末)の利用者増を実現</p> <p>【コスト縮減策について】</p> <p>○和泉・泉大津市との連携(⇒▲5,000千円(▲3.5%))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両市からの派遣職員が館業務の一部を分担 ・和泉市が企画展経費、泉大津市が連携事業経費を負担 <p>23年度</p> <p>○以下の取組みにより、プラン(案)で設定した利用者1人あたり府費投入額約1,500円/人の実現を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営費見直しによる委託料縮減(⇒H22年度比で▲6,931千円(約▲5%)) ・地元市等とのさらなる連携方策について協議・具体化し運営コストを削減 ・収入確保の観点から企画展の充実、自主事業の開催等により入館者数の増加を目指した取組みの強化 <p>【効果額(百万円) H23:7、H24:7、H25:7】</p>			教育委員会 事務局 文化財保護課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
7	体育会館	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム案の方針である「スポーツとにぎわいの殿堂」へと転換を図る中で、年間100万人規模をめざした取組を行う。 ○ 府への納付金のさらなる増額を実現するため次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改正等による増収(3千万円) ・ 体育会館のインパクトを活用した広告収入等による増収策(6千万円) ○ 23年度中に、これら取組みの達成状況を見極めた上で、改めてあり方を検討する。 <p>【(参考)プログラム案での方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府のにぎわいづくりの拠点として、「スポーツとにぎわいの殿堂」へ転換 ・ コスト縮減方策や収入増加策(使用料の見直し、ネーミングライツの導入、プロアマ利用率の見直し等)を検討し、府への納付金を増額 ・ 上記の取組みの成果を検証し、21年度に改めて施設目的も含めてあり方を検討(H22工程表) <p>⇒ 利用者拡大・収入増加の具体的な目標を設定し、その達成に向けた取組を進める</p>	23年度中に実施	<p>(運営の一層の効率化等)</p> <p>22年度</p> <p>【入館者増の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ興業等にぎわいづくり行事の積極的な誘致(利用者数1,000人超えの行事の増加) ・ 入館者増を目指した「にぎわいづくり」を条件に付した指定管理者の公募 ・ 新規教室(自主事業)の開催 <p>【納付金増等の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正による利用料金見直し(利用区分の変更、会議室等の10%値上げ)(21年度実施済) ・ 公募による自動販売機の設置(21年度実施済、1.1千万円) ・ ネーミングライツの公募 → 指定管理者公募に合わせて実施したが応募なし <p>23年度</p> <p>○ 以下の取組を行うことにより、「スポーツとにぎわいの殿堂」に向けた取組を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者からの提案による納付金増(H22年度比年間34百万円増額) ・ 広告収入等による増収を実現するため、ネーミングライツについて市場価格動向を睨みながら再公募するとともに、ネーミングライツ以外の収入確保策も早急に検討し、具体化を図る ・ 100万人規模を目指した取組(なんばエリアの各施設等とのタイアップによるイベント・展示会等の誘致)を行い、更なる入館者・納付金の増を図る ・ 開館時間の延長や休館日の柔軟な対応により、プロ興行等の連続開催を実施し、増収を図る <p>【効果額(百万円) H23:34、H24:34、H25:34】</p>	教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課		

プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかった施設

8	インターネットデータセンター(IDC)	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の事例では民間施設により運営されている当該事業の実態に鑑み、民間移行(売却)あるいは事業継続(指定管理)について、効率性の観点から検討する。 ○ そのため利用者意向調査や収支シミュレーション等の検証を行い、平成23年度中にあり方を整理する。 	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者意向調査や収支シミュレーション等の検証を行い、施設を有効活用する方策について総合的に検討中 <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上半期にあり方を整理し、24年度当初の実施に向けて所要の手続きを行う 	総務部 IT推進課
---	---------------------	---	----------	--	--------------

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
9	子どもライフサポートセンター	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校卒業後のひきこもり・不登校等の状態にある対人関係の苦手な児童に対して入所又は通所による集団生活を通して社会的自立に向けた進路選択を行うことを目的として設置しているが、近年の措置児童数は定員を大幅に下回る状況で推移している。(稼働率 入所:60% 通所:36%) ○ 府直営(常勤職員29人)の公の施設として、24時間体制で対応しているが、他の府県で同様な体制で実施している例は認められない。 ○ 今後、他府県の実施状況や体制を踏まえた施策効果等を分析し、23年度中にサービス内容の見直しや他の機関との連携、機能移転など、府として効果的・効率的な対応策を検討する中で、当該施設の抜本的なあり方を検討する。 	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>22年度・23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもライフサポートセンターについて、サービス内容の見直しや他の機関との連携、機能移転等、以下の視点で抜本的なあり方の検討を行う ・今後「大阪府ひきこもり等サポーター連絡協議会」のネットワークの体制整備を見極めるとともに、ひきこもり児童等の支援を担えるNPO等の育成を図ることにより、地域での対応力を強化し、通所定員及び入所定員のさらなる縮減を目指す ・これまでの稼働率などの実績やニーズを踏まえた入所及び通所定員の縮減による人員体制の見直し ・学習支援機能及び職業支援機能の外部委託や、高等職業技術専門校等との更なる連携手法の検討 ・以上の検討を踏まえた上でのコスト縮減策の検討(夜勤体制の見直し等) <p>○ これらの取組みについて、今後具体的な検討を進め、適正な機能・役割について、23年度中に整理する。なお、効率化が可能な部分は先行して、実施する</p>			福祉部 子ども室家 庭支援課
10	介護情報・研修センター	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具にかかる民間等の情報提供機能の普及等により、22年度中に廃止を含めあり方を検討する。 ○ 「介護情報・研修センターあり方検討委員会」での検討を踏まえ、センターが実施している業務の整理等を行う。 	22年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護情報・研修センターあり方検討委員会において、同センターが実施する事業等の検討を行った結果、「公の施設として設置し、事業を実施する手法を見直す必要がある」とされ、また「府が実施すべき事業」と整理した事業については、さらに充実し、効果的かつ効率的に実施すべきとの意見がまとめられた <p>・これらの意見や、市町村や民間等での福祉用具にかかる情報提供機能が普及してきたこと等を踏まえ、H22年度末に同センターを廃止するとともに、市町村や民間等で実施すべき福祉用具に関する情報の提供、相談等の事業については、廃止することとした</p> <p>・また、「府が実施すべき事業」と位置づけられた介護、福祉等の専門職員や市町村職員を対象とした福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談などの事業を充実しつつ、コスト削減を図りながら、効果的かつ効率的に実施するために、民間事業者等に事業を委託して実施する</p> <p>【 効果額(百万円) H23:2、H24:2、H25:2 】</p>			福祉部 地域福祉推 進室地域福 祉課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
11	稲スポーツセンター	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)の抜本的なあり方を検討することにあわせ、稲スポーツセンターについても23年度中に抜本的なあり方を検討する。 ○ なお、合築施設である箕面通勤寮が23年度末に廃止予定であることに留意する。 	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>22年度・23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ振興策における府の役割を踏まえ、あり方を検討中 ・合築施設である箕面通勤寮を含めた活用方法の検討 ・近隣市内のスポーツ施設利用状況等の調査 			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
12	箕面通勤寮	<p>(廃止等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法の施行に伴い、旧知的障害者福祉法に基づく箕面通勤寮は23年度末で廃止する。 ○ なお、同施設の活用については合築施設である稲スポーツセンターのあり方検討とあわせて整理する。 	23年度末に実施	<p>(廃止等)</p> <p>22年度・23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止に向け、入寮者への支援の手法や福祉サービスの利用などを関係自治体等と調整中 ・活用方法の検討 <p>【 効果額(百万円) H23:0、H24:29、H25:29 】</p>			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
13	障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元自治体で同種の施設の設置が予定(23年度末竣工予定)されていること等を踏まえ、障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、23年度中に抜本的な施設のあり方を検討する。 	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>22年度・23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施策における府の役割を踏まえ、障がい者スポーツを中心とした障がい者の社会参加を支援する府内全域の拠点施設として、広域のかつ専門的な事業のあり方を地元自治体で設置が予定されている同種の施設の機能に留意しつつ検討中 			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
14	金剛コロニー	<p>(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活への移行の受け皿となる拠点施設の整備などの再編整備をすすめ、29年度の民営化をめざす。 	29年度から実施	<p>(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロニー利用者の地域移行ニーズ調査結果等を基に、地域生活移行推進計画の策定検討を行う ・地元関係自治体等との連携強化により、利用者一人ひとりの地域移行支援方策等の検討を進める ・29年度の民営化に向けて、地域生活支援拠点施設等の再編整備を計画的に進める 			福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
15	泉州救命救急センター	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ 府地域医療再生計画において位置づけられている、隣接する市立泉佐野病院との運営一体化に向けて、連携体制や実施プロセス等の検討を行い、25年度までに同病院への移管をめざす。	25年度までに実施	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) 市立泉佐野病院については、平成23年4月1日付けで「地方独立行政法人りんくう総合医療センター」が運営主体となる予定 ・今後、同法人との間で移管に向けた調整を進めていく			健康医療部 保健医療室 医療対策課
16	中河内救命救急センター	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ より効率的に運営するため、運営形態のあり方について検討をすすめる。	随時	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ・22年度は、疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、一層の機能充実をめざしつつ、経営改善も視野に入れた運営形態の見直しを進めている ・23年度においては、よりよい運営形態を探るため、引き続き見直しを進める			健康医療部 保健医療室 医療対策課
17	特許情報センター	(廃止等) ○ 平成22年9月末で閲覧室を閉鎖し、22年度中に施設は廃止する。	22年度中に実施	(廃止等) 22年度 ・22年9月末をもって、閲覧室を閉鎖した ・22年9月議会において、大阪府立特許情報センター条例を廃止する条例が議決 ・22年12月末をもって特許情報センターを廃止した ・特許情報センターの蔵書については、23年3月までに約2万冊は国など公的機関等に譲渡、約40万冊は廃棄処分 【 効果額(百万円) H23:20、H24:20、H25:20 】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施済</div>			商工労働部 商工振興室 ものづくり支援課
18	府民の森(ほりご園地)紀泉わいわい村	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) ○ 学校教育への浸透・地元との連携強化、平日の稼働率向上等、更なる利用促進を図り、運営を一層効率化する。 ○ 次期指定管理者の募集(24年度中)までに府費負担の縮減策を具体化する。	24年度中に実施	(地元関係自治体等との協議・連携強化、運営の一層の効率化等) 22年度 ○更なる利用促進の観点から、以下のとおり積極的なPRを実施 ・大阪市教育委員会に対するPRを実施(6月、9月(対象:429校)) ・大阪市を除く府内小中学校教育指導部課長会においてPRを実施(6月～7月(対象:1,050校)) ・地元泉南市に対し、教育機関での利用と市民への広報について協力依頼(6月) ・教員を対象とした施設見学会を実施(10月～11月) ・使用料徴収可能施設を点検し、利用料金の新規設定と改定を行った(23年1月1日から実施) 23年度 ○24年度に行う新たな指定管理者募集に向けた具体的な増収と経費削減策を検討する			環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課

番号	施設名	見直し内容	見直しの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
19	箕面公園・昆虫館	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昆虫館については、箕面公園唯一の附属施設であるが、単独施設として経費を算出したところ年間約5千万円(21年度)の府費負担がある。 ○ 展示内容の見直しなどによる大幅な収支改善策や閉館も含め、計画期間中(~25年度)に、施設の抜本的なあり方を検討する。 	25年度までに実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>23年度 ・展示内容や機能などの施設の見直しの方向性を決定</p> <p>24年度 ・決定した方向性に基づき、必要な対応を実施</p>			都市整備部 公園課
20	服部緑地・都市緑化植物園	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市緑化植物園については、服部緑地の附属施設であるが単独施設として経費を算出したところ年間約7千万円(平成21年度)の府費負担がある。 ○ 次期指定管理者の募集(24年度中)までに府費負担の縮減策を具体化する。 ○ これらの収支改善策・稼働率の向上等の取組みを踏まえ、府営公園の附属施設として必要な施設のあり方については継続して検討する。 	24年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>23年度 ・収支改善策の方向性を決定</p> <p>24年度 ・決定した方向性に基づき、次期指定管理者の募集要項に具体的内容を反映</p>			都市整備部 公園課
21	浜寺公園・プール 久宝寺緑地・プール 住之江公園・プール 枚岡公園・プール	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府営公園の付属プールについて、単独施設として経費を算出 21年度(7・8月の2ヶ月)の府費負担額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜寺公園プール 6.3千万円 ・ 久宝寺緑地プール 2.8千万円 ・ 住之江公園プール 1千万円 ・ 枚岡公園プール 1.2千万円 ○ これらプールについては、平成22年度夏に、利用者分布等の広域性、代替施設の状況、学校教育施設におけるプールの整備状況などについて分析・調査を行い、23年度中に閉鎖も含めた抜本的なあり方を検討する。 	23年度中に実施	<p>(抜本的なあり方検討)</p> <p>22年度 ・利用者分布等の広域性、代替施設の状況、学校教育施設におけるプールの整備状況などについて分析・調査を実施</p> <p>23年度 ・各プールごとに施設の見直しの方向性を決定し、必要な対応を実施</p>			都市整備部 公園課

番号	施設名	見直し内容	見直しの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
プランより前に終期が設定されていたもの							
22	羽衣青少年センター	【民営化】 府の事業を承継する団体に建物を譲渡。譲渡先がなければ廃止も含めて検討	平成21年度中に結論	・方向性どおり22年度末廃止、23年度から民営化実施 【 効果額(百万円) H23:13、H24:13、H25:13 】	実施済		政策企画部 青少年・地域 安全室 青少年課
23	総合青少年野外活動センター	(廃止・類似施設に集約化) ・学校行事等の受入れは、少年自然の家、青少年海洋センターが中心となって担う ・廃止後の跡地利用について、関係者と協議する期間が必要であるため、現運営者との契約終了時のH22年度末に廃止	22年度末に実施	・方向性どおり22年度末廃止、引き続き、跡地活用を検討 【 効果額(百万円) H23:129、H24:129、H25:129 】			政策企画部 青少年・地域 安全室 青少年課
24	臨海スポーツセンター	【運営の抜本的見直し】 ・使用料の見直し等収入増加策や管理費の縮減を図る ・現運営者との契約終了後のH23年度から委託費は支出しない ・大規模改修(耐震工事等)に要する公費は負担しない	可能なものから順次実施	・方向性どおり22年度限りで委託費は終了 【 効果額(百万円) H23:32、H24:32、H25:32 】	実施済		教育委員会 事務局 教育振興室 保健体育課
25	漕艇センター	【運営の抜本的見直し】 ・収入増加策(使用料の見直し等)や競技団体等による管理によりコスト縮減(提供するサービスの精査等)を図る ・現運営者との契約終了後のH23年度から、新運営者のもとで委託費を大幅に縮減し、H24年度からは支出しない	可能なものから順次実施	・方向性どおり23年度は委託費大幅削減のうえ、23年度限り終了 【 効果額(百万円) H23:13、H24:17、H25:17 】	実施済		教育委員会 事務局 教育振興室 保健体育課

※効果額は、事務事業見直しによる歳出削減額(管理費等)のみ反映

(5) 主要事業の「将来リスク」の点検

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局 室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
1	地域整備事業会計	<p>○ りんくうタウン、阪南スカイタウンのまちづくりは概ね達成したことから、地域整備事業会計は、事業収束にあわせて平成23年度末に廃止し、一般会計へ移行することとしています。</p> <p>○ 仮に同事業会計を存続することとした場合(一般会計が受ける影響)の累積収支の見通しを試算します。</p> <p>○ 22年5月31日時点での未処分地を23年度末までにすべて売却した場合、分譲収入22億円、<u>まちづくり促進事業会計移管収入301億円※1</u>が、地域整備事業会計に入ります。 その結果、<u>残資産として、現金預金(434億円)※2、</u>24年度以降に売却予定の用地(30億円)、一般会計や関空特会への貸付金債権(約140億円)、財団統合による財産活用(約150億円)等を一般会計が承継します。 一方、地域整備事業会計の起債の残り(518億円:23年度末時点)も一般会計が引き継ぎますが、<u>最終的な収支差は、約167億円※3</u>の黒字となります。</p> <p>○ しかしながら、今後、<u>未処分地(323億円※4</u> <u>:うち定借予定分301億円※5)</u>を全く売却できなかった場合、一般会計に引き継ぐ現金預金が減少することから、一般会計が負担せざるを得ない金額は約156億円となります。</p>	<p>【特記事項】</p> <p>○ 改革プラン(案)公表後の21年度決算特別委員会での議論を踏まえ、地域整備事業会計からまちづくり促進事業会計への移管価格を時価に見直したため、左記の数値は次のとおりとなります。</p> <p>※1 301億円 ⇒ 177億円 ※2 434億円 ⇒ 310億円 ※3 167億円 ⇒ 43億円 ※4 323億円 ⇒ 199億円 ※5 301億円 ⇒ 177億円 (22年10月時点の数値)</p> <p>◇ 23年度までの未処分地の売却に全力をあげているところです。</p> <p>◇ 移行に伴い、一般会計の起債残高や実質公債費比率に影響する可能性があるが、適切に対応していきます。</p> <p>◇ 一般会計が引き継ぐこととなった場合の未処分地については、まちづくり促進事業会計を活用した定期借地による企業立地を引き続き促進し、順次売却するなど起債償還財源の確保に努め、一般財源投入の圧縮を図ります。</p>	<p>(23年度までの未処分地の売却)</p> <p>・22年度の見込み 分譲収入:12億円 まちづくり促進事業会計移管収入:38億円</p> <p>・国際医療交流によるりんくうタウンの活性化に向け「りんくう国際医療交流推進協議会」を設立するなど新たな施策も展開し、未処分地の売却に全力をあげて取り組む</p>	住宅まちづくり部 タウン推進室管理課

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局 室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
2	まちづくり促進事業会計	<p>○ まちづくり促進事業は、起債の発行により資金調達を行い用地取得し、その償還は貸付期間(20年間)終了後に事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する事業の仕組みになっており、その売却予定価格は、1,445億円※1です。(なお、この中には今後売却予定の定期借地予定分301億円※2が含まれます。)</p> <p>○ 現時点での地価は、地域整備事業会計からの移管単価を大幅に下回っているため、平成35年度以降の用地売却時に、地価が復元していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがある。 なお、売却時まで、地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は524億円※3(上記301億円に対する損失額124億円を含む。)※4と試算しています。</p>	<p>【特記事項】</p> <p>○ 改革プラン(案)公表後の21年度決算特別委員会での議論を踏まえ、地域整備事業会計からまちづくり促進事業会計への移管価格を時価に見直したため、左記の数値は次のとおりとなります。 ※1 1,445億円 ⇒ 1,321億円 ※2 301億円 ⇒ 177億円 ※3 524億円 ⇒ 400億円 ※4 (上記301億円に対する損失額124億円を含む。) ⇒ 削除(22年10月時点の数値)</p> <p>◇ 貸付期間(20年間)終了後の確実な売却のため、調整を図っていく必要があります。</p>	<p>(地域整備事業会計からの移管価格の見直し)</p> <p>・21年度決算に係る決算特別委員会での議論を踏まえ、22年度から時価での移管を行うことにより、将来リスクの圧縮を図っていく</p> <p>・22年度移管予定額 38億円</p>	住宅まちづくり部 タウン推進室管理課
3	箕面北部丘陵整備事業特別会計	<p>○ 箕面森町事業(事業完了は平成27年度末)については、府が造成する区域を当初の計画よりも縮小し、府費負担額は605億円以内とすることにしています。</p> <p>○ 財政再建プログラム案で「引き続き事業の完成をめざす」とした第一区域においては、保留地である住宅地583区画のうち、22年4月末現在、PFI事業者により241区画の販売が行われており、153区画が契約済みとなっています。</p> <p>○ 第三区域については、施設誘致地区に位置づけており、現在、新名神高速道路の残土受入等について、日本高速道路(株)と調整中であり、今年度から残土受入を行います。</p> <p>○ 第三区域の基盤整備工事着手については、財政再建プログラム案において、「粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断」することとしています。</p>	<p>◇ 第一区域については、計画どおりの契約を達成するために、22年10月から販売形態を見直し、複数社のハウスメーカーの参画等により、27年度までに事業完了できるよう販売に努めます。</p> <p>◇ 第三区域の基盤整備工事の実施については、新名神高速道路の進捗状況を踏まえ、施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を十分に精査し、24年度末に判断を行う必要があります。</p>	<p>(第一区域の販売)</p> <p>・第一区域の保留地については、22年12月末現在、住宅地198区画が契約済み</p> <p>・22年10月から6社のハウスメーカー等の企業が保留地販売業務に参画し、販売体制の強化を図っているところ</p> <p>(第三区域の基盤整備工事実施の判断)</p> <p>・22年6月に、第三区域への新名神高速道路の残土搬入及び粗造成について、西日本高速道路(株)と確認書を締結</p> <p>・現在、受入条件の詳細について、関係者間において調整中であり、23年度から本格的に残土受入が行われる予定</p> <p>・新名神の進捗状況、企業ニーズを踏まえ、施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を十分に精査し、24年度末に基盤整備工事の実施を判断</p>	都市整備部 市街地整備課

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
4	大阪府住宅供給公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えていることから、平成20年6月に「自立化に向けた10年の取組み」を策定し、29年度末に借入金残高を1,500億円以下まで縮減することを目標にしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家賃収入、建替事業に伴う再生地処分益の確保などの経営改善を引き続き推進します。また、公社債の発行など安定的かつ低利な資金調達にも取組み、さらなる収支改善に努めます。 ◇ 今後とも、入居率の変動や社会経済情勢の変化に伴う借入金利の動向などを注視しつつ、安定的な運営に取り組んでいく必要があります。 	<p>(収支改善の取組み、借入金残高の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替事業に伴う再生地処分益の確保や、様々な経営改善策を講じた結果、22年度末における借入金残高目標については、現時点では実質借入残高は達成できる見込み ・公社債の発行については、起債運営に必要な調整を行っており、市場環境を踏まえ引き続き取組みを進める 	住宅まちづくり部 居住企画課
5	大阪府土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期保有資産の計画的処分 <ul style="list-style-type: none"> ・先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。 ○ 未利用代替地の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・未利用代替地の地価下落に伴う含み損を、府からの補助金により計画的に処理しています。 ・残存資産については、平成22年3月末現在では、49.7億円まで減少しており、23年度末までの解消に努めます。この処理にかかる代替地差損処理補助金は38億円が見込まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 長期保有資産については、引き続き解消計画に沿った縮減に努めます。 ◇ 未利用代替地の残存資産(りんくう事業用地、土砂採取跡地等)については、用途制限の緩和や不動産業者の販売網の活用など、さらなる販売努力を行っていきます。 	<p>(解消計画に沿った長期保有資産の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度末の長期保有資産は、364億円であり、解消計画策定時点(H15)の予定額453億円と比較して、大幅に解消が進んでいる ・34年度までの解消をめざし、今後とも、事業課との連携を図りながら、長期保有資産の計画的な解消に努める 	都市整備部 用地室
				<p>(残存資産の販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体等の関係機関との協議により、用途制限等の制限緩和に努めるとともに、不動産業者の販売網の活用を行うなど販売促進に努める ・今後は幅広い業種を対象として、業界団体等へのPR活動を積極的に行うなどさらなる販売促進に努める 	
6	大阪府道路公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社経営の改善を図るため、歳出削減に向けた取組み ○ 増収を図るために利用促進に向けた取組み ○ 健全運営を図るための有料道路制度の改善に向けた取組み ○ それらを包括した健全化計画を22年度中に策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 健全化計画を22年度中に策定。 ◇ 昨今の社会情勢変化に伴う利用交通の低迷などから、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在します。このような状況が継続した場合、料金徴収期間の完了時に、建設債務の償還財源に府出資金のすべてを充当したとしても、最大で約150億円の不足が生じるおそれがあります。 ◇ このため、公社路線を含めた都市圏高速道路等の一体的運営構想など、効率的な運営方策の実現に取り組むこと、料金徴収期間の延長などの改善策を講じ、より一層の経営改善に努めます。 	<p>(「大阪府道路公社 経営改善方針(案)」「健全化計画」の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、公社経営改善方針を22年度に策定 ・今後は、改善方針を目標に、集客施設と連携したキャンペーンなどの利用促進に取り組む、維持管理経費縮減及び人件費の削減による収支改善を図っていく 	都市整備部 交通道路室
				<p>(より一層の経営改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市圏高速道路等の一体的運営構想」の実現に向け関係機関との協議を進めるとともに、制度改善を国に対し求める 	

番号	事業名	「将来リスク」の点検結果		取組状況及び今後の予定	担当部局・室課
		現状(将来リスクの内容)	今後の取組み方針		
7	(財)大阪府産業基盤整備協会(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ)	<p>○ テクノステージ和泉などの産業団地の造成及び管理などを実施している(財)大阪府産業基盤整備協会は、分譲用地の取得等に要した費用を府から借入れ、土地賃貸事業等の収入(約5億円/年)で計画的に返済しており、平成48年度末に完済する予定です。</p> <p>○ しかし、21年6月の総務省指針を受け、府は、これまで同法人に実施してきた「反復・継続的な単年度貸付」の手法を是正する必要があります。</p> <p>○ このため、同法人への貸付金の早期回収に向けた方策を検討中ですが、法人が保有する賃貸用地は、売却予定価格と実勢価格に乖離があるため、仮に、直ちに全部売却処分しても、府の貸付金は全額回収できない可能性が高い状況にあります。</p>	<p>◇ 協会については、公益法人改革の移行期間満了日である25年11月末までに、府の法人に対する単年度貸付を解消し、解散します。</p> <p>◇ その際には、府の損失を最小に抑えるための取組みも検討していきます。</p> <p>◇ あわせて、賃貸事業用地については、賃貸企業への売却や府による事業継承を検討するなど、賃貸企業の継続的かつ安定した操業環境の確保にも努めます。</p>	<p>・法人解散に向けた事業の計画、スケジュール等について、検討・調整中</p> <p>・賃貸企業支援策等について、地元市等と調整中</p>	商工労働部 企業誘致推進課

(6) 人 件 費

番号	項 目	取 組 み 内 容	取 組 み の 実 施 時 期	取 組 状 況 及 び 今 後 の 予 定			担 当 部 局 ・ 室 課
				検 討	方 針 決 定 等	実 施	
1	給料の月額のカット	<ul style="list-style-type: none"> 全職員を対象に、給料の月額を時限的にカット 知事30%、副知事20%、教育長18%等、 部長級14%、その他管理職11.5%、 管理職以外9～3% 	23年度から25年度	(給料の月額カット) ・23年度から25年度、職員給料のカットを継続するため、給与条例等の改正に取組む 【 効果額(百万円) H23:27,000、H24:27,000、H25:27,000 】			総務部 人事室

2. 国への制度提言

【制度提言の評価区分について】

評価：◎・・・提言どおり措置(=提言・要望を行わない)

評価：○・・・ほぼ提言どおり措置

評価：△・・・一部措置されたものの不十分 } (＝引き続き提言・要望を行う)

評価：×・・・措置されず

(1) 地方財政制度

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 室課	
1	地方交付税への対応	<p>○税源移譲に向けての抜本的な税制改革に着手すべき</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>◇ 大阪府をはじめ、地方は、これまでも税源移譲や地方交付税の総額確保について国に求めてきました。</p> <p>◇ 平成22年度の地方財政は、18.2兆円の財源不足で、過去最高の額となっています。この財源不足を解消するため、単年度の措置として、国と地方が折半して補てんするルールの適用などにより、地方は、7.7兆円の臨時財政対策債を発行することとしています。</p> <p>◇ 地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければなりません。国も、地方交付税法の趣旨に則り、臨時財政対策債からの早期脱却に向けて、地方税収の拡充や交付税率の引き上げについて、真摯に検討すべきと考えます。</p>	<p>(税源移譲に向けての抜本的な税制改革)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年6月に総務省に対して、「平成23年度国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望」を実施し、地方税の充実強化、地方交付税の法定率引き上げ等を要望した。 <p>【制度の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年度政府予算案で地方の一般財源総額は前年度から0.1兆円増の59.5兆円が確保されたものの、具体的な制度改善は行われておらず、今後も引き続き適切な措置が講じられるよう求めていく。 	総務部 財政課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 室課
2	<p>国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>○ナショナル・ミニマムの全額国負担化</p> <p>○ローカル・オプティマムの財源は原則地方税</p>	<p>(ナショナル・ミニマムの全額国負担化)</p> <p>◇ 権限・財源・責任の明確化という観点から、ナショナル・ミニマムにあたる義務的な事務については、国が全額を負担する制度とすべきです。</p> <p>(ローカル・オプティマムの財源は原則地方税)</p> <p>◇ ローカル・オプティマムにあたる、地方の最適水準のための仕事の財源は、原則地方税で賄うべきです。そのためには、税源移譲による地方税の充実が求められます。</p> <p>◇ なお、税源移譲の対象税目については、偏在性の低い地方消費税を中心に検討すべきと考えます。</p>	<p>(改革後の財源のあり方)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>・21年12月に設置された地域主権戦略会議において、ひも付き補助金の一括交付金化とあわせ、ナショナルミニマムへの全額国庫負担制度の導入等の提言を行った。</p> <p>・第3回以降の地域主権戦略会議においても、国と地方の役割分担を明確にし、それぞれの権限・財源・責任で施策を実施するとの観点から、広域地方政府と基礎地方政府の役割分担や、一括交付金の制度設計に当たっての課題提起などの提言を順次実施している。</p>	総務部 財政課
	<p>○地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>○地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保</p>	<p>◇ ナショナル・ミニマムへの国の全額負担制度の導入は、地方交付税の減少に直結させるべきものではありません。ナショナル・ミニマムに関しての国の全額負担後も、十分な税源移譲がなされるまでの間は、地方固有の財源である地方交付税についてはその必要額を確保していく必要があるものと考えます。</p> <p>① 恒常的な地方財源不足の解消 (平成22年の財源不足額は過去最大の18.2兆円)</p> <p>② 今後、さらなる財政需要の発生が見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時財政対策債の償還に要する経費等の累増 ・ 老朽化した社会資本への対応(※1) など <p>③ 財政力格差是正の必要性(※2)</p> <p>(※1) 高度経済成長期に建設された橋りょう等、既存の都市基盤施設の老朽化がすすんでいることから、今後発生する維持管理や更新のための巨額の費用についても、適切に地方財政計画に所要額を計上していく必要があります。</p> <p>(※2) 一般的には、税源に偏在があるため、税源移譲によって地域間格差は拡大します。</p>	<p>【制度の改善状況】</p> <p>・23年度政府予算案に、都道府県向け投資補助金を一括交付金化する「地域自主戦略交付金」の新設(全国で5120億円)されたものの、制度設計をはじめ、まだ具体像が見えていない。</p> <p>・引き続き、国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化に向けて国に対して提言していく。</p> <p>○国と地方の協議による制度設計の早期具体化</p> <p>・平成21年通常国会に「国と地方の協議の場に関する法律案」が提出され、現在継続審議中。</p>	
	<p>○国と地方の協議による早期具体化</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>○国と地方の協議による早期具体化</p>	<p>◇ 国は、今般、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、地域主権確立のため、地方税財源の充実確保について、真摯に取り組まれることを求めます。</p> <p>◇ なお、具体的な制度設計については、国と地方の協議の場などで、国・地方が対等の立場で協議・調整しながらすすめるよう求めます。</p>		

(2) 社会 保 障 制 度

区 分	本プラン計画期間中及び「将来の姿」として実現をめざすもの	担当部局 ・室課
○国への制度提言(社会保障関係)の実現による府負担額軽減	<p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 (平成21年度決算額ベース:約370億円)</p> <p>①決算額と基準財政需要額のかい離の是正 約160億円</p> <p>②具体的な制度提言の実現(現時点試算可能なもの) 約210億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止 約10億円 ・国民健康保険の保険者間調整の強化 約10億円 ・福祉医療費助成の国制度化 約190億円 <p>◇ 「将来の姿」として実現をめざすもの ナショナル・ミニマムの全額国庫負担化による負担軽減額 (平成21年度決算額ベース:約2,000億円-α) ※αは地方財政上の取扱いが変更された場合に生じる減</p>	<p>総務部</p> <p>福祉部</p>

番号	項 目	提 言 内 容	提 言 及 び 実 現 の 状 況	担当部局 ・室課
1	社会保障関係の基準財政需要額の充実	<p>○社会保障関係の府決算額と基準財政需要額のかい離の是正 [提言先 総務省]</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 決算額と基準財政需要額のかい離の是正 約160億円</p> <p>【社会保障関係経費の対比(主要分野別)H21決算見込】 (基準財政需要額-決算見込額=かい離額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇生活保護制度 34億円 - 37億円 = ▲3億円 ◇児童扶養手当等 189億円 - 182億円 = 7億円 ◇国民健康保険制度 674億円 - 708億円 = ▲34億円 ◇後期高齢者医療制度 648億円 - 680億円 = ▲32億円 ◇公費負担医療制度 104億円 - 138億円 = ▲34億円 ◆介護保険制度 664億円 - 692億円 = ▲28億円 ◆障がい者関係 196億円 - 234億円 = ▲38億円 <p>◇:ナショナルミニマムとして整理 ◆:ナショナル・スタンダードとして整理</p>	<p>(決算額と基準財政需要額のかい離の是正)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年9月に総務省に対して、社会保障制度への単位費用の充実や補正係数の改善について、地方交付税法に基づく意見申出を行った。 ・全国知事会を通じて、交付税算入不足の解消を図るよう、基準財政需要額の適切な積み上げについて提言した。 <p>【制度の改善状況】</p> <p>○23年度単位費用(案) (「地方交付税法等の一部を改正する法律」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費 +10.0%(22年度比) ・社会福祉費 +7.4%(") ・衛生費 +2.5%(") ・高齢者保健福祉費(65歳以上) +4.5%(") ・ " (70歳以上) +3.7%(") <p>※効果額(かい離額の是正)は、単位費用等の詳細が明らかでないため不明。</p>	<p>総務部 財政課</p>

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	生活保護制度	<p>○対象者に応じた支援スキームの構築</p> <p>①生活保護の一手手前のボーダーライン層を支援する「第2のセーフティネット」の構築</p> <p>②稼働年齢層と高齢者層を区分した仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働年齢層(原則15歳以上、65歳未満)を対象とする新たな就労支援制度の導入 ・高齢者層のための新たな生活保障の仕組みに見直し <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ ボーダーライン層が生活保護制度に移行しないよう、期間を限定し、就労支援と生活安定に必要な種類の支援を定額支給する新たな制度を創設すべき。</p> <p>◇ 稼働年齢層への対策は就労促進が最も重要であり、これを集中的・効果的にするため、就労へのインセンティブを高めるとともに、自立への自助努力を義務づけ、PDCAサイクルにより一定期間ごとに効果を評価して、必要に応じて支援を更新する制度を導入すべき。</p> <p>◇ 経済的自立が困難な高齢者層には、生活保障を主とした生活保障給付(仮称)を導入する。その際には、年金保険料納付のインセンティブともなる年金の加入期間に応じた加算などを検討すべき。</p>	<p>(対象者に応じた支援スキーム構築)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、対象者に応じた支援スキーム構築に関する要望を行った。<福祉部単独要望> ・22年8月、厚生労働省に対して、同提言を行った。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度においては、提言内容は実現せず。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 	福祉部 地域福祉推進室社会援護課
		<p>○医療扶助のあり方検討</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 被保護者に医療の適正な受診意識を高めてもらうとともに、健康管理への意欲を高めてもらうことが重要であるため、利用者への医療費通知の制度化、利用者が医療扶助を受けた場合の一部負担(償還払い)の導入、生活習慣病予防のための健康管理や治療を適切に実施するための「かかりつけ医療機関限定の医療証」の導入の可能性について、専門的に検討すべき。</p>	<p>(医療扶助のあり方検討)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、医療扶助のあり方検討に関する要望を行った。<福祉部単独要望> ・22年8月、厚生労働省に対して、同提言を行った。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度においては、提言内容は実現せず。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 	

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	国民健康保険制度	<p>○国保の広域化(都道府県単位)の推進 [提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 財政基盤の安定、負担の公平化、事務の効率化など、広域化によるスケールメリットを勘案し、国保の広域化の推進に向け、都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で、法改正を含めた検討を行うべき。</p>	<p>(国保の広域化(都道府県単位)の推進) 評価: △</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、厚生労働省に対し、国保の広域化に関する要望を行った。〈福祉部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。 〈市長会、町村長会と共同要望〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・高齢者医療制度改革会議では、広域化の方針は示されたものの、「分賦金方式」が盛り込まれないなど、府が求める「市町村との適切な役割分担」の制度とならなかった。 ・今後も引き続き、「市町村との適切な役割分担」のもと「国の責任」が明確となった形で国保の広域化がなされるよう、求めていく。</p>	福祉部 国民健康保険課
		<p>○低所得者対策等の充実 [提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 近年の社会経済情勢の変化により、無職者や低所得者、高齢者の加入割合が増加し、他の医療保険に比べて所得に占める保険料負担率が高いため、他の医療保険と同水準となるように、国において必要な財政措置を講じるべき。 また、低所得者への対応は全国単位で対応すべき課題であることから「保険基盤安定制度」は国の負担で対応するべき。</p>	<p>(低所得者対策等の充実) 評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、厚生労働省に対し、低所得者対策等の充実に関する要望を行った。〈福祉部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、国の負担で対応されず。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	
		<p>○保険者間調整の強化</p>	<p>◇ 国保は、60歳以上の被保険者の加入割合が高いことから、他の医療保険制度に比べて保険給付費が高いため、現行の前期高齢者(65歳～74歳)の財政調整の対象年齢を60歳まで引き下げること、保険者間の調整機能を拡充すべき。</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 国民健康保険の保険者間調整の強化 約10億円</p>	<p>(保険者間調整の強化) 評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、厚生労働省に対し、保険者間調整の強化に関する要望を行った。〈福祉部単独要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、対象年齢の引き下げがなされず。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課	
3	※つづき 国民健康保険制度	○国庫負担金の減額措置の廃止 [提言先 厚生労働省]	<p>◇ 医療費助成制度などの単独事業の実施に伴う、国保への国庫負担金の減額措置については、合理的理由がなく、国が負うべき責務を担っている自治体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すべき。</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止 約10億円</p>	<p>(国庫負担金の減額措置の廃止)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、国庫負担金の減額措置の廃止に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度においては、国庫負担金減額措置の廃止は実現せず。 ・今後も引き続き、合理的な理由のない国庫負担金減額措置は直ちに廃止するよう、強く求めていく。 	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
3	※つづき 国民健康保険制度	<p>○医療費適正化のより一層の推進等</p> <p>○レセプト等データの有効活用に向けた方策</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p> <p>◇ ジェネリック医薬品の一層の普及を図るとともに、日常の健康づくりをはじめ、特定健診・特定保健指導を推進するための関係機関の連携体制を確立し、様々な生活習慣リスクと疾病リスクについてバランスのとれた総合的かつ切れ目のない生活習慣病対策に再構築すべき。</p> <p>◇ 国保・被用者保険・高齢者医療制度のレセプト等データの早期オンライン化をすすめるとともに、地域ごとの疾病構造の特徴や受診動向を的確に把握し医療費適正化対策を効果的に推進するため、地域単位での有効活用が図れるよう個人情報保護等に配慮した必要な制度改正を行うべき。</p>	<p>(医療費適正化のより一層の推進等)</p> <p>評価：△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、特定健康診査・特定保健指導の充実に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 <p>【制度の改善状況】</p> <p>(ジェネリック医薬品の普及促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会において、先発医薬品と後発医薬品の差額通知を作成するシステムが構築され、このシステムを利用できることとなった。 <hr/> <p>(レセプト等データの有効活用に向けた方策)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、レセプト等データの有効活用に向けた方策に関する要望を行った。〈全国衛生部長会〉 <p>【制度の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」が設置され、レセプト情報の提供については、平成23年度から試行的に実施することが検討されている。 ・また、政府IT戦略推進本部が、2015年までに電子カルテ等のシステムを実現することにより、生涯を通じた健康管理を行うことができる態勢を作ることが掲げられている。 	<p>福祉部 国民健康保険課</p>

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
4	後期高齢者医療制度	<p>○新しい高齢者医療制度への移行 [提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 新たな制度への移行にあたっては、高齢者にとっての適切な負担水準(低所得者への対応含む)、現役世代と高齢者の支え合いや、公費負担及び保険者のあり方、国保財政への影響等を十分勘案し、地方をはじめ関係者と十分協議の上、円滑に実施すべき。</p>	<p>(新しい高齢者医療制度への移行) 評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 <ul style="list-style-type: none"> 22年7月、厚生労働省に対し、新しい高齢者医療制度への移行に関する要望を行った。〈福祉部単独要望〉 22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉 </p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者医療改革会議では、広域化の方針は示されたものの、「分賦金方式」が盛り込まれないなど、府が求める「市町村との適切な役割分担」の制度とならなかった。 今後も引き続き、「市町村との適切な役割分担」のもと「国の責任」が明確となった形で制度変更がなされるよう、求めていく。 </p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
5	介護保険制度 [提言先 厚生労働省]	<p>○保険料・利用者負担のあり方</p> <p>◇ 介護保険料の急激な上昇に対応するため、個人単位の賦課制度の導入や保険料の算定に定額制と定率制を組み合わせるなど、低所得の高齢者が無理なく負担できる仕組みを創設すべき。</p> <p>◇ 負担の公平と保険財政の安定を図るため、預金や不動産などの資産の保有状況を保険料の決定に反映する仕組みや被保険者の拡大(例40歳以上→20歳以上)について、早急に検討をすすめるべき。なお、新たな負担を導入する場合には、その必要性について十分周知を図り、国民合意を得るように努めるべき。</p>	<p>(保険料・利用者負担のあり方)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年5月、第5期に向けた介護保険制度改革の論点を整理し、厚生労働省と意見交換を実施。 ・22年7月、厚生労働省に対し、グループホームを補足給付の対象とすることなど、低所得者対策の充実等に関する提案・要望を行った。〈福祉部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年11月に社会保障審議会介護保険部会が制度改革についての意見をとりまとめた。 ・個人単位の賦課や定額制と定率制の組み合わせ等については記載がなく、また、被保険者の拡大については今後さらに検討することとしている。 ・23年1月、厚生労働省は介護保険制度の見直しの基本的考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> ～高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指す～ ・府の提言にある制度改革の実現に向け、今後も国へ働きかけていく。 	福祉部 高齢介護室 介護支援課
	○要介護認定等の事務のあり方 [提言先 厚生労働省]	<p>◇ 被保険者の負担、保険者の事務や経費の負担等の軽減を図るため、要介護状態区分の見直しや認定の有効期間の延長などによる手続きの簡素化等、要介護認定にかかる手続きの見直しを行うこと。</p>	<p>(要介護認定等の事務のあり方)</p> <p>評価: △</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、認定の有効期間の延長などによる要介護認定事務の簡素・合理化について提言を行った。〈福祉部単独要望〉 ・22年9月、厚生労働省に対し、要介護認定事務の効率化・簡素化に関する要望を行った。〈近畿府県合同で要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令の改正が行われ、認定の有効期間が一部延長されることとなった(23年4月施行予定)。 ・引き続き、その他の事務手続きの簡素・合理化に向けて、必要な提言を行っていく。 	

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
6	障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付	<p>○自立した生活のための支援</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇現在検討されている新しい制度において、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行・地域生活支援や雇用・就労を促進するための実効ある仕組みを設けるべき。</p> <p>◇また実効性を高めるために、必要に応じて、例えば雇用法制など関係制度の見直しも検討するべき。</p> <p>◇利用者負担については、平成22年度から新たに軽減措置が講じられているが、法律上も応能負担を原則とすることで、低所得者の障がい者の方も無理なく安心してサービスを受けながら、自立した生活を営めるような制度とするべき。</p>	<p>(自立した生活のための支援)</p> <p>評価：△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、地域移行支援策の充実強化、雇用・就労対策の強化等について要望を実施。 ・また、利用者負担について応能負担を原則とすること等、現行制度においても必要な改善措置を講じるよう要望を行った。〈福祉部単独要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年12月、障害者自立支援法等の一部改正法が成立し、応能負担を原則とする利用者負担の見直し等が行われた。 ・また、現在、障がい者に係る全般にわたる改革を行うため、障がい者制度改革推進会議の「総合福祉部会」において障害者自立支援法に代わる福祉法制の制定に向け検討が進められている。 ・引き続き、新制度の検討状況を注視しながら、必要な提言を行っていく。 	福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
	○客観的なルール創設	<p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇支給決定を行うにあたっての客観的なルール・基準を設けるべき。</p>	<p>(客観的なルール創設)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年7月、厚生労働省に対し、支給決定手続きや基準の透明化、明確化について要望を行った。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、障がい者に係る全般にわたる改革を行うため、障がい者制度改革推進会議の「総合福祉部会」において障害者自立支援法に代わる福祉法制の制定に向け検討が進められている。 ・引き続き、新制度の検討状況を注視しながら、必要な提言を行っていく。 	

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
7	公費負担医療制度	<p>(難病対策事業) ○特定疾患治療研究事業の法制化</p> <p>(当面の変更) ○補助金の超過負担の解消</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(難病対策事業) ◇ 現在のような要綱による患者の支援ではなく、難病対策における保健・福祉・医療サービスの充実を図るため、責任と役割を明確にした法制度を構築すべき。</p> <p>(当面の変更) ◇ 都道府県の超過負担が解消されるよう、必要な予算措置を行うべき。</p>	<p>(特定疾患治療研究事業の法制化)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年6月、厚生労働省に対し、特定疾患治療研究事業の法制化に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・22年7月、厚生労働省に対し、要望を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。 ・引き続き必要な提言を行っていく。</p> <p>(補助金の超過負担の解消)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年6月、厚生労働省に対し、補助金の超過負担の解消に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・22年7月、厚生労働省に対し、要望を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。 ・引き続き必要な提言を行っていく。</p>	健康医療部 保健医療室 健康づくり課
		<p>(福祉医療費助成制度) ○事実上のナショナル・ミニマムである状況を踏まえ、国において制度化</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上のナショナル・ミニマムである状況を踏まえ、国において制度化されるべき。</p> <p>◇ 本プランの計画期間中の負担軽減額 福祉医療費助成の国制度化 約190億円</p>	<p>(福祉医療費助成制度の国における制度化)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年6月、厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・22年8月、厚生労働省に対し、同提言を行った。 ・22年10月、厚生労働省に対し、同要望を行った。〈市長会、町村長会と共同要望〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。 ・この制度が事実上のナショナルミニマムであり、地域によってサービス水準に格差が生じていることは好ましくないことから、引き続き、国が果たすべき役割として制度化を強く求めていく。</p>	福祉部 国民健康保険課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
8	児童扶養手当	<p>○自助努力の着実な反映</p> <p>○正規雇用の促進</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>◇ 母子家庭の母が、就労へのインセンティブが付与されるよう、就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の基準の見直しや、税制上の寡婦控除を定額控除から定率控除へ転換し、収入が増えると控除額も増加するなど、母親の自助努力が報われる仕組みとするべき。</p> <p>◇ 国の責任において、母親の非正規雇用を正規雇用した場合に、企業に対して支給する母子家庭の正規雇用を促進するための「奨励金制度」の仕組みを検討するべき。</p>	<p>(自助努力の着実な反映)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>・22年7月、厚生労働省に対し、児童扶養手当制度に関する要望を行った。<福祉部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <p>・23年度においては、提言内容は実現せず。今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p> <hr/> <p>(正規雇用の促進)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>・22年7月、厚生労働省に対し、「奨励金制度」の仕組みに関する要望を行った。<福祉部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <p>・23年度においては、提言内容は実現せず。今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	福祉部 子ども室 家庭支援課

(3) その他の制度改善等

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
1	公営住宅制度	<p>○住宅セーフティネットの新たな仕組みの構築(抜本的な制度改善提言)</p> <p>・新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度 ・バウチャー制度の実施にあたり、公営住宅家賃補助の国費による財源措置</p> <p>(当面の変更) ・用途廃止事業における明渡し請求権付与</p> <p>[提言先 内閣府・国土交通省]</p>	<p>◇ 民間賃貸住宅ストック等を活用した新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度を検討すべき。</p> <p>◇ バウチャー制度の実施にあたっては、公営住宅の家賃は市場家賃とし、家賃補助について国費による財源措置をすべき。</p> <p>◇ 管理戸数未満の建替えや、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業における明渡し請求権を付与すべき。</p>	<p>(新たな住宅セーフティネットとしてのバウチャー制度)</p> <p>評価:なし</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年度、住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、制度設計等について検討を実施。 ・23年度、検討を踏まえた住宅バウチャー制度(仮称)について、国に対し制度提案。</p> <p>(用途廃止事業における明渡し請求権付与)</p> <p>評価:×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年3月、内閣府・国土交通省に対し用途廃止事業における明渡し請求権付与に関する提言を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・管理戸数未満の建替えにおける明渡し請求権については、国土交通省が関係省庁と調整中。 ・用途廃止事業における明渡し請求権は困難との回答があった。引き続き、必要な提言を行っていく。</p>	<p>住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課</p> <p>福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室</p> <p>住宅まちづくり部 居住企画課 住宅経営室</p>

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 室課
		<p>○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保すべき</p> <p>○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき</p>	<p>(国の責任で全額財源確保)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、全国一律の現金給付は国の責任において実施し、その全額を国が負担するよう要望を行った。＜府最重点要望＞ ・22年7月、同要望を行った。＜福祉部単独要望＞ ・22年12月、同要望を行った。＜近畿ブロック知事会議要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度においては、提言内容は実現せず。 ・今後も引き続き、合理的な理由のない地方負担は直ちに廃止するよう、強く求めていく。 	福祉部 子ども室 家庭支援課
2	子ども手当	<p>○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(一部現物給付化する場合の対象事業は地方判断)</p> <p>評価：△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年12月、厚生労働省に対し、現物給付は地方の責任と創意工夫により提供できる仕組みとするともに、財源については税財源移譲等により措置するよう要望を行った。＜近畿ブロック知事会議要望＞ <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度政府予算案において、子ども手当の現物サービス分として、地方独自の子育て支援サービスや待機児童対策を対象とした、新たな交付金が設けられた(全国で500億円)。 ・今後も税財源移譲等については、引き続き要望していく。 	福祉部 子ども室 子育て支援課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 ・室課
	<p>その他 【税制度に関する制度改善】</p>	<p>○軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し [提言先 総務省]</p>	<p>◇ 軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金については、国通知(昭和48年自治省税務局長通知)に基づき、全都道府県がほぼ同一の交付率(納税額の2.5% 府は平成11年度から2.0%に削減)で支出しているが、地域主権をすすめる観点から、奨励金のあり方や交付率など、制度全般についての見直しを行うべき。</p>	<p>(軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し)</p> <p>評価:なし</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年度中に、総務省に対し、軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度全般の見直しに関する要望を行う予定。</p>	<p>総務部 税務室 徴税対策課</p>
3	<p>その他 【地域の実情に応じた施策展開に向けた制度改善】</p>	<p>○地域に密着した施策に係る税財源の移譲 [提言先 厚生労働省・文部科学省]</p>	<p>◇ 保育などの子育て支援に関する事務や高齢者の地域参画 や健康増進をすすめる施策については、地域の実情に応じ、実施主体である市町村が自主的な判断のもと事業実施すべきとの観点から、現行の国庫補助制度を廃止し、責任に見合った税財源の移譲を市町村に対して行うこと。</p>	<p>(地域に密着した施策(福祉分野)に係る税財源の移譲)</p> <p>評価:×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。<福祉部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	<p>福祉部 福祉総務課</p>
				<p>(地域に密着した施策(教育分野)に係る税財源の移譲)</p> <p>評価:×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、文部科学省に対して、税財源の移譲について要望を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・提言内容は、進展せず。今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく</p>	<p>教育委員会 事務局</p>

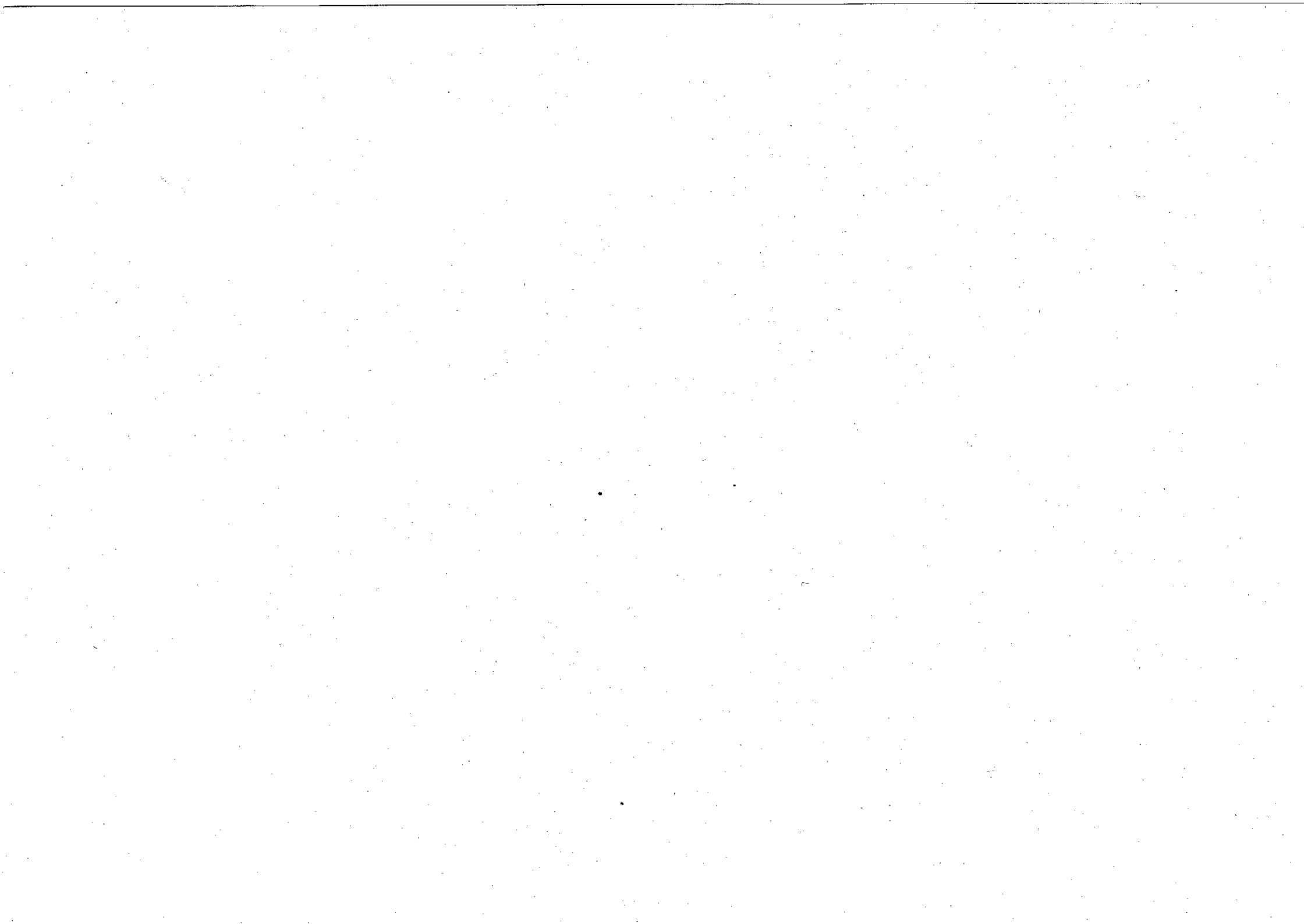
番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 室課
3	その他 【費用負担の適正化に向けた制度改善】	○肝炎対策事業の全額国庫負担化 [提言先 厚生労働省]	◇ 肝炎対策関連事業(ウイルス検査及び医療費援助)については、肝炎対策基本法前文にも明記のとおり国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、最終の司法判断において国の責任が確定している事案を契機とする事業であることから、所要の事業費については全額国庫負担において実施すべき。	(肝炎対策事業の全額国庫負担化) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額国庫負担化に関する要望を行った。 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。引き続き、必要な提言を行っていく。	健康医療部 保健医療室 健康づくり課
	その他 【施策ニーズに対応した制度改善】	○障がい児施設の職員配置基準の拡充 [提言先 厚生労働省]	◇ 障がい児施設における看護師、栄養士など施設運営上不可欠な職員については、国の配置基準を施設の実情に合わせて見直すべき。	(障がい児施設の職員配置基準の拡充) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・22年7月、厚生労働省に対し、児童福祉施設職員配置基準の見直し等について要望を行った。<福祉部単独要望> 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・国においては、児童養護施設の職員配置基準の見直し検討を予定していることから、障がい児施設についても同様に見直すよう、引き続き提言を行っていく。	福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 室課
3	※つづき その他 【施策ニーズに対応した制度改善】	○高校教育における公私の授業料負担格差の是正 ・就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担を軽減 ・「高校生修学支援基金」を地域の実情に応じて活用できる制度とするとともに、都道府県の授業料減免支援に対する財源措置 [提言先 文部科学省]	◇ 平成22年度から、公立については授業料不徴収となったのに対し、私立については就学支援金制度が創設されたものの、なおも多額の授業料負担が残っている。 ◇ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っており、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担の軽減を図るべき。 ◇ 「高校生修学支援基金」を、授業料や入学料の減免に係る所要額への全額充当など地域の実情に応じて活用できる制度とするともに、都道府県が実施する授業料減免支援について、必要な財源措置を講じるべき。	(就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度を見直し) 評価：× 【国に対する提言の実施状況】 ・22年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。＜府最重点要望＞ ・22年12月、文部科学省に対し、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。 ・23年1月、文部科学省に対し、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。引き続き必要な提言を行っていく。	府民文化部 私学・大学課
	その他 【情報ネットワークに関する制度・運用改善】	○住民基本台帳ネットワークに係る費用負担の適正化 [提言先 住民基本台帳ネットワーク推進協議会]	◇ 全国共通の本人確認を行うシステムとして利用が拡大しているが、利用実績に対して、運用経費に占める地方の負担が重い。全体の運用経費を抑制するなど経費縮減を図りつつ、情報提供手数料の増収を通じて、国・地方の費用負担を見直すべき。	(住民基本台帳ネットワークの費用負担適正化) 評価：× 【国等に対する提言の実施状況】 ・22年10月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会に対し、経費縮減の提言を行った。 ・23年1月、地方自治センターに対し、平成23年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を求めた。 【制度の改善状況及び今後の方針】 ・23年度においては、提言内容は実現していないが、運用経費の抑制に向けて取り組みを進める。 ・また、情報提供手数料の見直しも住民基本台帳ネットワーク推進協議会で検討中である。	総務部 市町村課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 室課	
3	※つづき その他 【情報ネットワークに関する制度・運用改善】	○公的個人認証サービスに係る経費負担の明確化 [提言先 公的個人認証サービス都道府県協議会]	(経費負担の明確化) ◇ 電子申請に用いる「電子証明書」の普及が低迷(平成18年度:当初目標1千万件⇒平成21年度末:実績145万件)し、また、運営コストも高い(発行コスト:約5,600円/1件(平成21年))。ネット社会の健全な発展のためには本人確認の仕組みは必要であり、また、国における社会保障・税に関わる国民IDカードの創設等の今後の検討にも留意する必要があるが、現行制度は課題が多く、制度の抜本的見直しをすすめるべき。 ◇ また、「共通基盤運用事業」については、認証業務本体の費用負担とは別に、各都道府県が宝くじ収益金の持寄額に応じて都道府県協議会へ支出し、同協議会を通じて(財)自治体衛星通信機構へ委託するという複雑な仕組みとなっている。 事業内容を精査し経費縮減を図るとともに、認証事務本体の費用負担と一本化するなど、費用負担の仕組みをより分かりやすくすべき。	(公的個人認証サービスの経費負担明確化) 評価: × 【国等に対する提言の実施状況】 ・22年11月、公的個人認証サービス都道府県協議会に対し、共通基盤運用事業の認証事務本体費用との一本化について要望を行った。 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・経費削減の観点から、共通基盤運用事業の内容及び経費について精査を求めており、協議会内で検討中である。	
		○総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査	◇ 安定した行政ネットワークとして利用が拡大しており、インフラ効果は次第に出てきているが、使っている技術が古く複雑で、設備にも無駄が多いことから、機器費や管理経費が、一般的なネットワークに比べて高い。(全国:約27億円/年 大阪府:約6,200万円/年) 第3期整備(H24)に向け、新しい技術を取り入れた汎用的な機器の導入や、サービスの利活用をすすめるなど、ネットワーク構成や機能水準を見直し、さらなる経費縮減を図るべき。	(総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査) 評価: △ 【国等に対する提言の実施状況】 22年度中に、第3期整備の機能仕様の検討会(運営協議会幹事会)において、ネットワーク構成の抜本的な見直し等、費用低減に資する意見や提案を積極的に行った。 【今後の対応】 ・ネットワーク構成の抜本的な見直し等、費用低減を図り24年度以降一定額の縮減が見込まれる。 ・23年度は、総合評価型入札で選定した新事業者と第3期整備の準備作業を行い、併せて第2期からの移行作業を行う予定であることから、引き続き経費縮減に向けた意見提出を行っていく。	総務部 IT推進課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局 室課	
	<p>その他</p> <p>【公会計に関する制度・運用改善】</p>	<p>○決算資料の充実と全国的な会計基準の統一</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>◇ より充実した決算の審議を行うため、地方自治法など関係法令により定められている決算調書様式を、自治体の判断により、独自の財務諸表を活用できるよう緩和すべき。</p> <p>その上で、地方自治体の経営改善への取組みを推進するためには、複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の導入が不可欠であり、地方自治体の実情を反映させた上で、全国標準的な会計基準を整備すべき。</p>	<p>(決算資料の充実と全国的な会計基準の統一)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年8月、総務省に対し、全国標準的な会計基準の検討に関する要望を行った。〈全国知事会〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度においては、提言内容は実現せず。今後とも、決算資料の充実と全国的な会計基準の統一が実現されるよう、国に対し必要な要望を行っていく。 	<p>会計局</p>
3	<p>その他</p> <p>【出資法人改革関係】</p>	<p>○補助金等の要件緩和(国制度に基づく実施事業の最適な実施主体の選択)</p> <p>・農地保有合理化事業(財団法人大阪府みどり公社)</p> <p>・モノレール事業(大阪高速鉄道株式会社)</p> <p>[提言先 農林水産省・国土交通省]</p>	<p>◇ 国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 ・ 国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 <p>出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。</p> <p>(農地保有合理化事業)</p> <p>◇ 農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討</p> <p>(モノレール事業)</p> <p>◇ 同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ず(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討</p>	<p>(補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業)</p> <p>評価: なし</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年10月に、近畿農政局に対し、補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業に関する協議を行った。 ・国の見解としては、21年12月に農地法等が大幅に改正され経過を見定めている中で、現時点での更なる改正は時期尚早との回答。 ・今後、国に対して制度改正の要望を検討していく。 <p>(補助金等の要件緩和・モノレール事業)</p> <p>評価: なし</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度における出資比率要件の緩和について、国に対する制度改正の要望を検討するとともに、地方の自由度を高めること等を目的として22年度に創設された新たな制度(社会資本整備総合交付金)の活用について検討 	<p>環境農林水産部 農政室</p>
				<p>都市整備部 交通道路室 都市交通課</p>	

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 室課
3	その他 【公務員制度改革関係】 [提言先 総務省]	○本庁部長の任用制度 ○民間人材の活用 ・地方公務員版官民交流法の制定 ・任期付任用の要件緩和 ○管理職の降任基準の緩和 ○労使協議による給与、勤務条件の決定 ○地方公共団体独自の給与制度の構築	(本庁部長の任用制度) ◇ 本庁部長は、知事の特別の信任の下に任用される職として、庁内外から広く人材を登用できるよう新たな任用制度を導入すべき。 (民間人材の活用) ◇ 地方公務員版官民交流法の制定 ・ 民間企業から人材を受け入れやすくするため、企業との雇用関係を維持したまま府の職員に任用できるよう、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に準じて、地方公共団体と民間企業との人事交流に関する法律を制定すべき。 ◇ 任期付任用の要件緩和 ・ 特定の職について、庁内外を問わず最適な人材を確保するため、庁内に人材がない場合などとなっている任期付任用制度の採用要件を緩和すべき。 (管理職の降任基準の緩和) ◇ 管理職手当を支給される職員(管理職)を、下位の職務上の職(管理職に限る)に異動する場合は、地方公務員法の降任処分に当たらないものとするべき。 (労使協議による給与、勤務条件の決定) ◇ 地方公務員に労働協約締結権を認め、労使協議による給与、勤務条件の決定ができるようにすべき。 (地方公共団体独自の給与制度の構築) ◇ 職務給を実現するため、必要な手当の創設を可能にするなど、条例により地方公共団体独自の給与制度を構築できるようにすべき。	(本庁部長の任用、民間人材活用、管理職降任基準、給与・勤務条件の決定、給与制度) 評価：× 【国に対する提言の実施状況】 ・22年9月、23年2月、総務省に対し、左記の内容を提言 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年度においては、提言内容は実現せず。引き続き、必要な提言を行っていく。	総務部 人事室



3. 公務員制度改革

(1) 公務員制度改革

番号	区分	改革の取組み	現状・課題等	取組状況及び今後の予定		担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	
1	給与制度	○独自給料表の導入 ○管理職手当等	<p>◇ 独自給料表の導入 (行政職給料表) 職務給の原則を推進するため、部長級、次長級の給料月額は定額とするとともに、1つの役職段階に1つの職務の級を割り当てることを基本として、現給料表を再編します。なお、2つの職務の級を適用する課長級については、さらに検討をすすめます。</p> <p>これにより、わたりや一律的な昇格を廃止します。また、現給保障は行わず、独自給料表の適用により給料の額(これまでの現給保障を含む)が下がる場合には、新しい給料の額に達するまで段階的に支給額を引き下げる経過措置を設けます。また、法改正が必要な見直しについては、国に提言を行います。</p> <p>◇ 管理職手当等 管理職は、同一職階の中で、職務に応じてメリハリのついた給与とするため、管理職手当の間差を拡大します。また、管理職は、これまでより人事評価結果による給与への反映額を拡大します。</p>	<p>(独自給料表の導入)</p> <p>・23年度実施に向け、給与条例等の改正に取り組む</p>		総務部 人事部
				<p>(管理職手当等)</p> <p>・23年度当初の実施に向けて、所要の規則改正等に取り組む</p>		
2	人事制度	○本庁部長の任用 ○課長級昇任の見える化 ○採用試験の見直し ○人事評価制度の見直し	<p>◇ 本庁部長の任用 本庁部長について、部局長マニフェストなどで知事と価値観を共有しながら、各部局の政策推進とマネジメントの要となる職として、平成23年度当初から最もふさわしい人材を任用できる仕組みを徹底します。</p> <p>◇ 課長級昇任の見える化 職種を問わず、マネジメント能力を重視した任用を行うため、課長級昇任考査を導入します(医師、総括研究員、教員等を除く)。面接等の考査方法など、23年度の考査実施に向けて、選考内容の検討をすすめます。</p> <p>◇ 採用試験の見直し 地域主権の進展を見据えた人材確保を行うため、組織として求める人物像を明らかにするとともに、23年度の実施に向けて、人事委員会とともに募集の時期や方法、採用試験内容等の見直しを行います。</p> <p>◇ 人事評価制度の見直し 職員がやる気を出し、チャレンジする組織をめざし、より身近な上司による評価の実施や部下からの評価の拡大、職員のキャリアデザインや人材育成への活用など、制度の見直しをすすめます。</p>	<p>(本庁部長の任用)</p> <p>・23年度当初の人事異動において実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施済</div>		総務部 人事部
				<p>(課長級昇任の見える化)</p> <p>・23年度の考査実施に向け、選考方法を策定・職員へ周知</p>		
				<p>(採用試験の見直し)</p> <p>・22年12月に採用戦略を策定。23年度試験(24年度採用)から実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施済</div>		
				<p>(人事評価制度の見直し)</p> <p>・23年度の人事評価実施に向け、制度を見直し</p>		

(2) 組織人員体制の見直し

番号	項目	取組み内容	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課	
			検討	方針決定等	実施		
1	○一般行政部門職員数の削減 ○ポスト管理	◇ 一般行政部門職員数の削減 平成30年度からの職員数を約8,500人規模(別途国からの権限移譲分1,000人)を見通した上で、22年度から26年度の5年間で、21年度当初比900人削減を目指します。 ◇ ポスト管理 大阪府(知事部局)の管理職の構成比は、部長級や次長級は高いものの、管理職全体で見ると、現在でも類似6府県に比べ低い割合になっています。 このため、職員数全体の削減をすすめる中で、30年度の管理職ポストの総枠を設定した上で、部長級や次長級を中心に計画的なスリム化を図り、ポストに応じた厳格な昇任管理を行います。	(一般行政部門職員数の削減)			総務部 人事室	
			<ul style="list-style-type: none"> ・22年度当初に314人削減 ・23年度当初に約50人削減見込み <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施・継続</div>				
2	○出先機関の見直し (廃止・統合)	特許情報センター	・ 特許情報センターの廃止(22年度中)	(廃止)			商工労働部 商工振興室
		<ul style="list-style-type: none"> ・22年12月31日に廃止 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>					
		介護情報・研修センター	・ 介護情報・研修センターの廃止を含めた検討(22年度中)	(廃止を含めた検討)			福祉部 地域福祉推進室
		<ul style="list-style-type: none"> ・22年度末廃止 					
		府営印刷所	・ 府営印刷所の廃止(22年度末)	(廃止)			総務部 法務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・22年度末廃止 					
病虫害防除所	・ 病虫害防除所を本庁へ統合(23年度当初)	(統合)			環境農林水産部 農政室		
<ul style="list-style-type: none"> ・22年度末農政室に統合 							
府税事務所	・ 大阪市内府税事務所は、5箇所(中央・なにわ北・なにわ西・なにわ東・なにわ南)のうち3箇所(中央・なにわ西・なにわ東)を統合(25年度当初)	(統合)			総務部 税務室		
<ul style="list-style-type: none"> ・25年度当初の統合に向けて検討中 							
高等職業技術専門学校	・ 高等職業技術専門学校は、守口校の廃校と北部校(仮称)の開校(25年度当初)	(廃校・開校)			商工労働部 雇用推進室		
<ul style="list-style-type: none"> ・25年度当初の再編(廃校・開校)に向けて検討中 							

3	○出先機関の見直し (あり方検討)	障がい者交流促進センター	・ 障がい者交流促進センターは、利用状況や堺市において同種の施設が設置されること(23年度末竣工予定)を踏まえ、抜本的にあり方を検討	(あり方検討) 23年度中に抜本的にあり方を検討	福祉部 障がい福祉室
		子どもライフサポートセンター	・ 子どもライフサポートセンターは、費用対効果や利用状況を踏まえ、抜本的にあり方を検討	(あり方検討) 23年度中に抜本的にあり方を検討	福祉部 子ども室
		保健所	・ 保健所は、身近な保健サービスを担う市町村との役割分担を踏まえ、専門的・広域的機能の強化が図れるよう、そのあり方について検討	(あり方検討) あり方について検討中	健康医療部 保健医療室
		豊中保健所	・ 豊中市の中核市移行に伴い豊中保健所廃止(24年度当初)	(豊中市中核市移行) 24年度当初の廃止に向け検討中	健康医療部 保健医療室
		計量検定所	・ 計量検定所は、業務分析を踏まえた業務運営体制の見直し	(あり方検討) 業務運営体制の見直しに向けて検討中	商工労働部 商工振興室
		高等職業技術専門学校	・ 高等職業技術専門学校は、指定管理者制度の導入を検討を含め運営形態の見直し(24~25年度)	(あり方検討) 25年度当初の再編にあわせて、運営形態の見直しを検討中	商工労働部 雇用推進室
		産業技術総合研究所	・ 地方独立行政法人化(24年1月までに)	(地方独立行政法人化) 24年度当初の地方独立行政法人への移行に向けた取り組みを開始	商工労働部 商工振興室
		環境農林水産総合研究所	・ 地方独立行政法人化(24年1月までに)	(地方独立行政法人化) 24年度当初の地方独立行政法人への移行に向け検討中	環境農林水産部 環境農林水産総務課
4	○附属機関の見直し	<p>◇ 附属機関の見直し</p> <p>附属機関については、行政運営における専門的知識の導入や公正性の確保等といった意義がある一方、行政の責任回避のための隠れ蓑になっているとの指摘があることを踏まえ、見直しを行い、原則として22年度末までに、85機関のうち、10機関を廃止、8機関を4機関に統合、5機関を休止し、66機関を存置します。</p> <p>附属機関以外の各種研究会・委員会(例:大阪府地方税財政制度研究会、大阪府地方自治研究会など)についても、今後各部局において今日的観点から必要性等を精査し、見直しをすすめます。</p>		(附属機関の見直し) ・附属機関は、22年度末までに、85機関のうち7機関を廃止、4機関を2機関に統合、5機関を休止する ・附属機関以外の各種研究会・委員会は、見直し対象の162機関のうち、29機関を廃止、14機関を6機関に統合する ・このうち22年度末までに18機関を廃止、23年度当初に8機関を3機関に統合する	総務部 人・事業室 各部局 所管室課

4. 財政運営のあり方

(1) これからの財政運営のあり方

番号	区分	財政運営の取組み	現状・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 室課
				検討	方針決定等	実施	
1	財政規律の確立	○基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討	<p>◇ 時代時代の社会経済環境に応じて、府民のみなさんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命であり、その基礎となる財政基盤を確かなものにするのが不可欠です。</p> <p>◇ そのための財政運営のあり方として、財政再建プログラム案に基づき、「収入の範囲内で予算を組む」原則を徹底し、予算編成過程の全面的な公開など、財政規律の確立をすすめています。</p> <p>◇ さらに、昭和60年代以降の財政運営についての検証を踏まえた教訓をもとに、一層の規律ある財政運営を行います。</p> <p>⇒ 基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討します。</p>	<p>(基本的な財政運営のあり方を定める条例制定)</p> <p>22年度 ・条例案に盛り込むべき基本的な事項について検討し、論点を提示 (さらに具体的な規定内容について検討を深め、23年度に条例案を策定予定)</p>			総務部 財政課
2	予算編成改革の推進	<p>○部局長マネジメントを活かした予算編成</p> <p>○新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立</p> <p>○フルコストによる予算管理</p>	<p>◇ 部局長マネジメントを活かした予算編成</p> <p>⇒ 部局ごとに一律のシーリングを設定するという手法に過度に依存することなく、予算配分の重点化・柔軟化を推進するために、要求段階で部局長の自主性・主体性をより一層発揮</p> <p>◇ 新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立(※1)</p> <p>⇒ ・執行の効率性や費用対効果を正確なデータに基づき検証 ・事後評価としての決算財務分析結果を予算に反映</p> <p>(※1) 予算と決算の対比を明らかにするため、予算の事業単位を新公会計制度において作成する管理事業の単位と統一</p> <p>◇ フルコストによる予算管理(※2)</p> <p>⇒ 人件費や公債費を含まない事業予算について査定してきたが、人件費や公債費を含むフルコストの視点を踏まえた予算編成に改めていく</p> <p>(※2) これにあわせて、予算編成システムを再編</p>	<p>(部局長マネジメントを活かした予算編成)</p> <p>22年度 ・23年度当初予算編成から、各部局長のリーダーシップのもと、「府政運営の基本方針」等を踏まえた『部局予算要求方針』をまとめ、各部局の重要政策や個別課題への対応の考え方、財政構造改革プラン(案)の実行、事務事業の見直し、歳入確保等について部局内で十分議論し、メリハリの効いた予算要求案を作成</p> <p>(新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立)</p> <p>22年度 ・23年度当初予算から、予算の事業単位を新公会計制度において作成する管理事業の単位と統一した上で、管理事業単位での人件費(職員費)及び公債費を含むフルコスト予算を計上</p> <p>24年度 ・23年度予算と決算の対比等も踏まえた事後評価を行い、その結果を25年度以降の予算編成に反映</p>			総務部 財政課

番号	区分	財政運営の取組み	現状・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	財政調整基金等の新しいルール(基金条例の改正)	○将来的な財政調整基金の確保目標額の設定	◇ 将来的な財政調整基金の確保目標額の設定 ⇒ 将来リスクに備えるため、『標準財政規模の3.75%に相当する額』とし、各年度の予算編成時の収支の範囲内で、可能な限りその充足に努める ※ 「3.75%」は、地方財政健全化法における実質赤字比率の早期健全化基準を踏まえ設定 【参考】 府の標準財政規模 (平成22年度)14,939億円×3.75%=560億円 ※ 財政調整基金残高:78億円(22年度当初予算)	(将来的な財政調整基金の確保目標額の設定)			総務部 財政課
		○決算剰余金の積立ルール確立 ○一般財源をもとに積立てを行う基金を限定	◇ 決算剰余金の積立ルールの確立 ⇒ 決算剰余金の処理を明確化するため、剰余金の1/2は減債基金に、1/2は財政調整基金に積み立てることをルール化 ◇ 一般財源をもとに積立てを行う基金を限定 ⇒ 基金の適正な管理をすすめるため、一般財源をもとに積立てを行うのは、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金に限定 ※ 府民からの寄附の積立てや、運用利息の積立てなど当該基金に係る特定の収入をもとに積み立てることは、従来どおり可 ※ 国庫補助金等の財源措置を伴う事業の実施や法令上の義務のために積み立てる場合は可 (例) 国民健康保険広域化基金、介護保険財政安定化基金	22年度 ○22年9月議会において大阪府基金条例を改正。 ・決算剰余金の1/2を減債基金に、1/2を財政調整基金に積み立てることをルール化 ・一般財源をもとに積み立てを行う基金を規定 【見込・実績】 ・21年度の決算剰余金の1/2(155億円)を財政調整基金に積立て ・その他、22年度の収支改善等により、23年度当初予算編成後、財政調整基金残高は769億円を確保			

番号	区分	財政運営の取組み	現状・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課	
				検討	方針決定等	実施		
4	財務マネジメント機能の向上	<p>○起債マネジメント</p> <p>○資金マネジメント</p> <p>○リスクマネジメント</p> <p>※ 財務マネジメントとは、資産と負債を総合的に管理することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスク量を測定。そのリスクをコントロールしながら収益の極大化を狙う経営管理手法。</p>	<p>資金の調達や運用などを総合的に管理することにより、財務マネジメントの向上に取り組み、資金の効率性を高めていきます。</p> <p>(起債マネジメント)</p> <p>◇ 金利(長期/短期、変動/固定)の複合活用による、最適な組み合わせを実現することにより、公債費(元利払い)の抑制を図る。</p> <p>⇒ ・府債構成の最適化をめざす ・市場から府債を買入消却するなど、負債の圧縮に向けた検討を行う。 ・より効果的なIR活動(投資家に対する情報発信)に取り組む。</p> <p>(資金マネジメント)</p> <p>◇ 本府のキャッシュフローを適切にコントロールするための手法を検討するとともに、資金の効率的運用を行うためのルールづくりに着手</p> <p>⇒ ・短期資金調達コストの低減を図るため、自治体版CP(商業ペーパー:短期資金用の割引手形)の導入など新たな仕組みを検討 ・減債基金等の効果的な運用の検討に着手</p> <p>(リスクマネジメント)</p> <p>◇ 経済情勢等の急変に伴う金利変動や市場における資金流動性の低下などのリスクに対する対応の強化を図る</p> <p>⇒ ・リスク管理の強化を図るとともに、金利スワップや仕組債の発行など、リスクを回避するための手法を検討</p> <p>※ 金利スワップとは、固定金利と変動金利など、同一通貨で異なる金利の支払いを交換する取引のこと</p>	(財務マネジメント機能の向上)			<p>22年度</p> <p>・22年11月に準備チームを立ち上げ、取組みに向けた課題整理を実施</p> <p>・23年2月を目途に外部識者による委員会を設置予定</p> <p>・起債マネジメントについて、23年度下半期からの先行実施に向け準備中</p>	総務部 財政課

(2) 新公会計制度の導入

番号	区分	取組内容	現状・課題等	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検討	方針決定等	実施	
1	新公会計制度の導入	<p>○複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を採り入れた、日々仕訳方式による新公会計制度を、平成24年度から導入</p> <p>○新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカウントビリティの充実 ・マネジメントの強化 <p>○他団体への普及のための取組み</p>	<p>(現状・課題)</p> <p>◇現在の単式簿記・現金主義による官庁会計は、予算の執行状況の明確化はできるが、ストックやフルコストの情報など自治体をマネジメントするための情報が不足</p> <p>◇そのため、多くの自治体が財務諸表を作成しているが、総務省が提示する2つのモデル(基準モデルと改訂モデル)には課題がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂モデルは、個別の組織や事業についての財務情報を得られず、官庁会計決算の組替えのため精度に難点がある。 ・両モデルとも、国際公会計基準や民間の企業会計とは乖離。 <p>(導入内容)</p> <p>◇新公会計制度の導入のため、既に導入済みの東京都と連携しながら、既存の財務会計システム等の改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行う</p> <p>新公会計制度で得られるストック情報やフルコストなどの財務情報を自治体経営に活用</p> <p>◇日々の会計処理の段階からリアルタイムで複式処理を行うことで、会計別をはじめ、所属別や事業別など多様な財務諸表を作成することができ、精度の高い財務情報が得られる</p> <p>◇東京都と同様、国際公会計基準や民間の企業会計に近い会計基準を策定</p> <p>⇒新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用</p> <p>(アカウントビリティの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政運営の全体像など大阪府の財務情報を府民に分かりやすく開示 ・議会における決算審査資料の充実に寄与 <p>(マネジメントの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルの構築により、「変革と挑戦」を支える自治体マネジメント改革に活用 ・決算財務分析や事業評価の質の向上、要員マネジメント、予算編成への反映、財産管理・活用、監査での活用など <p>⇒全国レベルでの公会計制度改革に向けた取組みを行う(複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の早期導入の必要性を積極的にアピール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会、近畿ブロック知事会への提言、府内市町村へのアピール など <p>(平成22年度は東京都と連携して「公会計制度改革推進プロジェクト」に取り組む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会計白書(仮称)の作成 など 	<p>(新公会計制度の導入)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年8月に「大阪府の新公会計制度(案)」を公表し、パブリックコメントを実施 ・大阪府財務諸表作成基準(案)を作成・公表 ・財務会計システム等の改修を実施 ・府有財産・インフラ資産の調査・評価を実施 ・職員向けの新公会計制度研修を実施 <p>23年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度から試験運用を開始 ・23年夏頃に開始貸借対照表を作成・公表予定 ・24年度から本格運用を開始予定 <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			会計局
				<p>(新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算審査資料の一部である21年度主要施策成果報告書について、従来の予算の目単位から新公会計制度の事業単位を基本とした表記に改めるなど、独自に改善を実施 <p>23年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新公会計制度による財務諸表を作成し、全ての部局において財務情報を有効に活用 			
				<p>(他団体への普及のための取組み)</p> <p>22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿ブロック府県会議や府内市町村連絡会議を開催し、新公会計制度の導入の必要性を周知 ・東京都と共同で「公会計改革白書」を作成し、22年11月開催の「公会計制度改革シンポジウム」で配付 ・総務省の公会計研究会に参加、府の取組を説明 <p>23年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後もあらゆる機会を通じ、新公会計制度導入の必要性を訴えていく <p style="text-align: right;">実施・継続</p>			



大阪府

大阪府総務部行政改革課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL06(6944)9089